

## 施設整備マニュアル改訂(案)について

### 〔概要・設計編〕

- ・施設整備マニュアル改訂項目一覧
- ・施設整備マニュアル改訂(案)

### 〔コラム〕

- ・コラム改訂項目一覧
- ・コラム(案)

## 施設整備マニュアル改訂項目 一覧

「状況」欄の凡例◎:研究会で報告済、○:修正等対応、△:要検討、-:対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
<b>【概要編】</b>								
1	3	-	バリアフリーの考え方・コンセプト	<p>○マニュアルに、都心部の回遊性強化など今後福岡市が取り組んでいくバリアフリーの考え方やコンセプトを記述してほしい。</p> <p>○地下鉄をはじめと、民間の取り組みなど、これまでのバリアフリーの実績をきちんと伝えてほしい。</p>	<p>〔検討〕指摘を踏まえ、これまでの福岡市の取り組み実績を整理するとともに、これから目指すまちづくりと福祉のまちづくりについて加筆する方向で検討します。</p> <p>⇒『概要編』として整理します。</p>	◎ △	意見交換会 (第2回研究会)	
2	3		施設間の誘導	<p>施設と施設の間をバリアフリー化する場合に、経路の設定や整備内容、移動を支援する情報提供など、どのように行えばよいかなどについて検討してほしい。</p> <p>経路の整備については、利用者の需要が高いところから優先順位をつけて戦略的に進め、現実的にバリアのない道路を確保していくことが重要だ。</p> <p>観光施設間の経路のバリアフリーを進め、移動しやすくなることを顕在化させてほしい。</p> <p>人の移動は部分的ではなく出発地から目的地まで連続してバリアをなくすこと、案内することが必要であることを記載してほしい。全体を通して連続性が必要なことから、基本的な経路がバリアフリー化されているかをチェックしていく必要があることも記載してほしい。</p>	<p>〔検討〕施設間のバリアフリーについては、平成25年4月に作成した「福岡市バリアフリー基本計画」で重点整備地区を選定し、主要な経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていくこととしています。</p> <p>観光施設間を含む経路の整備にあたっては、基本計画にも基づいて、計画的にバリアフリー化を図ることとしておりますが、指摘を踏まえ、現実的に利用できるルート確保や顕在化について検討していきます。</p> <p>福岡市バリアフリー基本計画において取り組むこととしている重点整備地区内の生活関連経路のバリアフリー整備などの考え方に、委員のご意見を加えて記載することを検討します。</p> <p>⇒『概要編』として整理します。</p>	◎ △  △	意見交換会 (第2回研究会)	a
3	8~9	1-3条例の対象となる施設	対象施設一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1医療機関、類似施設にQ&amp;Aの回答を記載(マッサージ、整骨院などの施術所)。</li> <li>・対象施設を随所に追記。</li> </ul>	<p>【修正・追記】</p> <p>1医療施設、類似施設→整骨院・マッサージなどの施術所</p> <p>5物品販売施設、類似施設→調剤薬局</p> <p>7社会福祉施設、類似施設→認知症グループホーム、高齢者グループホーム など</p>	○	建築審査課意見	
4	12	1-5. 条例に基づく手続きの流れ	(1)総合相談窓口	<p>個人住宅とそれ以外(公共的部分を有する施設)の相談窓口について修正。</p>	<p>〔削除〕「(1)総合相談窓口の設置」の項目は削除する。</p>	○	事務局	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主な内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
5	14	1-5. 条例に基づく手続きの流れ	(6)適合証の交付	優良タイプと基本タイプの条件が分かりにくいため整理する(「優良」の優位性が曖昧)。	<p>【考え方】①現状は、「視覚障がい者誘導用ブロック等」「エレベーター」「福祉型便房」「車いす利用者用駐車施設」が整備されていれば交付している。</p> <p>③優良と基本タイプの違いについて、市民目線で検討する必要がある。</p> <p>【修正】「基本タイプ」は、整備基準に適合している施設で、視覚障がい者用誘導用ブロック等、エレベーター、福祉型便房、駐車場に関する規定の緩和を適用して整備された施設に交付します。「優良タイプ」は、整備基準に適合している施設で、かつ視覚障がい者誘導用ブロック等エレベーター、福祉型便房、駐車場を整備している施設に交付します。</p>	○	建築審査課意見	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
<b>【 設計編 共通事項 】</b>								
6	24	マニュアル の見方	チェック 項目	現・「チェック項目」は、整備箇所 について整備する項目を確認す るページなので、「整備項目」と する。	【修正】見出しのチェック項目は 「整備項目」とする。以降、該当 する箇所は修正する	○	事務局	
7	25	マニュアル の見方	整備の 内容と 凡例	整備の内容と凡例で、 「○整備基準」と「◇整備が必要 な事項」の違いがよく分からな い。	【修正】凡例を以下のように修正 する。 ◇：標準的な整備内容 ◆：望ましい整備内容 (いずれも、旅客施設ガイドライ ンを参考とした) 以降、ページ下の凡例は全て修 正	◎ ○	庁内ア ンケ問2	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主な内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
<b>【 1. 建築物 】</b>								
8	29	整備基準 の考え方	－	増築や用途変更などを行う場合 の既存施設に対する基準の適用 範囲を記載してほしい。	<p>【考え方】増築等を行った部分から道路や駐車場などに至る移動等円滑化経路等は、既存施設においても整備基準等への適合が必要となる。</p> <p>【検討】バリアフリー法施行令(22条)等を踏まえ、記載の内容について検討する。</p> <p>【追記】増築、改築の場合(以下「増築等」という。)の既存施設に係る整備基準等への適合は努力義務となっておりますが、増築等の利用居室から、道路等、車いす使用者用駐車場、福祉型便房までの移動等円滑化経路における下記の整備箇所については、整備基準等に適合させることが重要であるため、できるだけ整備して下さい。</p> <p>①出入口、②廊下等、③階段、④傾斜路、⑤エレベーターその他の昇降施設及び⑥敷地内の通路</p>	◎  ○	庁内アンケート問3 (第2回研究会)	
9	33 の 次	移動等円滑化経路	－	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、国のガイドライン等を参考に、移動等円滑化経路の考え方等について記述	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研究会	
10	36	1. 出入口 a(建物出入口、駐車場出入口)	2. ドアの構造	内開きのドアは使用できません。	【修正】*開き戸は、車いす使用者が開閉するのは難しいため、やむを得ず開き戸とする場合は軽いドアとし、閉鎖作動時間が十分に確保されるようドアクローザーを設けます。また、状況に応じ適切なサポートが受けられるよう配慮します。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
11	44	2. 廊下等	留意事項	物販店や飲食店の通路も廊下とみなしているが、小規模施設やビル内店舗では有効幅員を満たすことは難しい。	【考え方】基準適用とされるのは、基本的には建物の出入口から利用居室に至るまでの廊下だが、物販店の商品棚や飲食店のテーブル間などの通路も廊下と“みなし”ている。 【検討】県条例等では床面積の規模により通路を廊下とみなして適用している例もあることから、これらを参考に記載について検討する。		庁内アンケート4	
12				留意事項の「物販店や飲食店の通路は、廊下と見なします」 ↑規則に規定はないが「廊下等」を店舗内の通路も含めている。 ↑「各室」に該当するような全ての店舗、飲食店に適用しているが良いのか？	【修正・追記】(県手引書を参考)◇スーパーマーケットや百貨店、ファミリーレストランなど、不特定かつ多数の人が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する床面積が200㎡を越える室においては、建物出入口から、受付またはレジカウンター、便所、エレベーターなどの昇降設備、車いす利用者対応居室などへの通路のうち、それぞれ1以上の経路においては廊下等に準じて基準を適用します。また、200㎡以下の施設で、その通路が移動等円滑化経路を構成する場合も基準を適用します。 ◆200㎡以下の上記施設についても、廊下等に準じて基準を適用することが望まれます。	○	建築審査課意見	
13	67	エレベーター	3. かごの形状	災害時、ひとりに乗っていて、途中で止まった場合、緊急ボタンを押して伝えることはできても、音声で確認ができません。文字で連絡をとりあえればよいですが。	【追記】*「ガラス窓」を設置することで、緊急時に外部と筆談等のやりとりができるようになるため、聴覚障がい者などが安心して利用できるようになります。	◎	当事者アンケート(第2回研究会)	
14	68	エレベーター	7. かご内の音声装置	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、国のガイドライン等を参考に、かご内の音声案内等について2方向エレベーターの開閉などについて記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局第1回研究会	
15	70	5. エレベーター	13. 標識の掲示	点状ブロックの設置は義務か否かが分かりづらい。	【考え方】エレベーター乗降ロビー操作盤前の点状ブロック敷設は義務ではないが、視覚障がい者に、エレベーターの呼出ボタンの位置を伝えるために敷設することが望ましい。 【検討】建築設計標準(国)を踏まえ、記載する。 【追記】◆「点状ブロック等」を乗り場ボタンの位置に敷設することが望ましい。 *視覚障がい者に、エレベーターの呼出ボタンの位置を伝えることができます。	◎ ○	庁内アンケート2(第2回研究会)	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
16	74	6. 便所	全般	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、国のガイドライン等を参考に、福祉型便房からの機能分散を促す考え方の記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研究会	
17	74	6. 便所 a(福祉型 便房)	全般	多目的便所に色々と詰め込みすぎている。例えばオストメイトを分割した方が良く、+αの知識の掲載等があると良い。	【追記】建築設計標準(国)を踏まえ、トイレの機能分散についての考え方や整備のあり方を記載する。	◎ ○	庁内ア ンケ問2 (第2回 研究会)	
18	76	6. 便所	ピクトグラム	車いすオストメイトのピクトグラムはJIS化されたものを掲載してほしい。	【修正】指摘のとおり修正する。	◎ ○	第1回研 究会	
19	75	6. 便所 a(福祉型 便房)	1. 便房 の構造	特別に仕様の大きい車イスなので、介助者が二人付き、入ると身動き出来ない時もあります。	【追記】◆電動車いす・リクライニング式車いすなどの使用者や介護が必要な人のための利用を考慮して、より十分なスペースを確保することが望まれます。	◎ ○	当事者 ア ンケ (第2回 研究会)	
20	75 193 263	6. 便所 a(福祉型 便房)	3. ドア の構造	開閉ボタンは大きくていいのですが、もう少し力のかからないのに変更できないでしょうか、ボタンの位置がドアに近すぎ押しづらい段差があると車いすでははりにくいです。	【追記】* 車いすが寄り付きやすい位置に便房のドア開閉ボタンを設ければ、スムーズに出入りができます。	◎ ○	当事者 ア ンケ (第2回 研究会)	
21	75 193 263	6. 便所 a(福祉型 便房) b(一般便 所)	3. ドア の構造	子どもと一緒に入った時にカギに子どもの手が届くと、自分が用を足しているときに開けようとして困る。ベビーチェアなどがある、子どもを入れるトイレは広い、子どもに手が届かない場合があるので(「開けないで!」と子どもを捕まえる事が出来ない)、上の方にカギが付いていると助かります。	【追記】◇便房の出入口の錠や開閉ボタンは、ベビーチェアを使用している子どもの手が届かない位置に設置します。	◎ ○	当事者 ア ンケ (第2回 研究会)	
22	75 89	6. 便所 a(福祉型 便房) b(一般便 所)	3. ドア の構造	車いす使用者用のトイレの説明で“引き戸”という表現があるが、ワンタッチ式のスライドドアもあるため、スライドドアという表現にしてはどうか。	【考え方】引き戸とスライドドアは同義語のため、マニュアルでは“引き戸”と表記します。 【追記】◆手動式引き戸の場合は、軽い力での操作が可能で、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式などの握りやすさに配慮する。	○	第2回研 究会	e
23	76 193 264	6. 便所 a(福祉型 便房)	4. 標識 の掲示	福祉型便房を男性、女性で分けているケースがあるが、車いす使用者には、左麻痺、右麻痺の違いでアプローチのしやすさが違う人がいるため、性別で分けないことが有効であることをマニュアルに書けたらよいのではないかと。	【考え方】福祉型便房の男女を示すサインについては、現行のマニュアルにも各福祉型便房に男女を併記するように記載している。 また、左・右麻痺の違いによるアプローチについては、“階ごとに左・右の移乗方向を変えることが望ましい”とマニュアルに記載している。 【追記】福祉型便房内の簡略図を掲載するよう配慮が望まれることについて追記する。	○	第2回研 究会	f

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
24	76 195	6. 便所 a(福祉型 便房)	5. 配置 位置	全体的にバリアフリーのトイレの数はまだまだ足りていないと思います。 うちの息子は、知的障がいや身体に障がいはないので、その場所に1つしかないバリアフリーのトイレは、車いすの方が利用する際に悪いと思い、使うのは気が引けます。でも、冒頭でも書かせてもらったように、様子を見たい時などには、男子トイレに母親が入るわけにもいかず、困ることも多々あります。など	【追記】* 介助者が異性の場合には便所内に同行することが難しいことから、福祉型便房を配置する場合は、男女が共用できる位置に設けるなど設置位置には十分な配慮が必要です。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
25	77 194 263	6. 便所 a(福祉型 便房)	6. 便器	子ども用便座がないところ	【追記】◆乳幼児連れの利用が多い施設では、状況に応じて子ども用便座を設置することが望まれます。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
26	78	6. 便所 b(一般便 所)	小規模 な施設 での例	外出した時は、必ず多目的トイレを確認するようにしている。食事をするときは、多目的トイレがある所を利用している。	【追記】* 福祉型便房の設置義務のない施設においては、車いす利用者等も利用可能な簡易型便房を設置することが望まれます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
27	79 194 263	6. 便所 a(福祉型 便房)	8. 洗浄 装置	トイレにより操作の仕方が違うので、子どもが分かりにくい。	【追記】* 福祉型便房のドア開閉ボタンや洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利用できるようになります。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
28	79	6. 便所 a(福祉型 便房)	8. 洗浄 装置	目の不自由な方への点字表記	【追記】洗浄装置と非常呼び出し装置の誤操作を防ぐため、点字表示の設置について追記する。	◎ ○	庁内アンケート問3 (第2回研究会)	
29	79 89 194 264	6. 便所 a(福祉型 便房) b(一般便 所)	8. 洗浄 装置	点字表示を付けてほしい。	【追記】◆洗浄ボタン、非常呼び出しボタンなどは、色や形の違い及び周囲とのコントラストに配慮し、点字などの触覚記号等による表示を行うことが望ましい。 * 弱視や色覚障がい、全盲の方へのわかりやすさを高めることができます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
30	79 89 194 264	6. 便所 a(福祉型 便房) b(一般便 所)	8. 洗浄 装置	視覚障がい者にとっては洗浄ボタンの位置や洗浄の操作は最も気になり、外のトイレを使用する際、不安になる事の1つである。トイレ内の見取り図が触知図で表示されていれば、とても助かる。便器をドアを入れてからどちらの方向に設置されているかも知らせしてほしい情報である。	【追記】◆目の不自由な人が円滑にトイレを利用できるよう便房内の腰掛便器や便器洗浄ボタンの場所を音声等で案内することが望まれます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
31	79	6. 便所 a(福祉型 便房)	8. 洗浄 装置	視覚障がい者用に便所内の音声案内装置を設置するようにしている。盛り込んでどうか。		○	庁内アンケート問3 (第2回研究会)	
32	81 195 264	6. 便所 a(福祉型 便房)	11. 床面 の仕上 げ	・トイレの中に入った時、床が水浸しになっている時が時々ある。 利用者を立たせるとき、靴を履いていないので困ったことがある。 ・掃除が雑で汚れている時もある。	【追記】* 便房内でズボンを下げたり脱衣等が必要な場合もあることから、便房内の床の仕上げは、衛生的な管理がしやすい乾式工法とすることが望ましい。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主な内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
33	81 89 194	6. 便所 a(福祉型 便房)	13. 棚・ 長椅子 等	自分+介助者の荷物が置ける広 さが欲しい。など	【追記】* 便房内の棚やフック は、身に付けているコートやバグ 類の他、介助や乳幼児のため のおむつや衣類など荷物が多 い人のために、使いやすい位置 にできるだけ広く設けると利便性 が高まります。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
34	83 195	6. 便所 a(福祉型 便房)	15. オス トメイト のための 設備及 び介護 ベッド	介助で多目的トイレを利用しま すが、横になる台座がなく、ビニ ールを床に敷いて寝させるしか ないところもありました。身障者 といってもレベルがいろいろあり 、図の利用者は自走できる方か と思います。横になれる台があ るブースの表示があれば、利用 することができ、大いに助かり ます。など	【追記】* 介護ベッドを必要と している人にとって、介護ベッ ドがあることを表示した案内標 識があると安心して便房に入 ることができます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
35	84	6. 便所 a(福祉型 便房)	15. オス トメイト のための 設備及 び介護 ベッド	イ. オストメイトマークがあつ ても中々目立たず、車イスマ ークが目につきます。 入り口ドアに文字で大きく「オ ストメイト使用可」とか書い てあるといいと考えます。市 営地下鉄には大きく書いてあ り助かります。	【追記】* オストメイトマ ークを大きく表示することで、 内部障がい者が安心して円滑 に利用できます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
36	89	6. 便所 b(一般便 所)	3. ドア の構造	かぎのかけ方が違うと、閉め 方開け方が分からないことが ある。	【追記】◆ 便房の出入口の錠 や開閉ボタンは、操作しやす くわかりやすいつくりのもの とし、状況に応じて扉の色と の対比や操作方向を表示する ことが望まれます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
37	89 264	6. 便所 b(一般便 所)	3. ドア の構造	ドアが内側に開く場合、狭く なつて困ることがある。	【追記】* 「円滑に開閉して 通過できる構造」とするため には、引き戸が最適ですが、 構造上やむを得ない場合は 便房内での動作を考慮して 外開き戸とします。内開き 戸とする場合は、戸の開閉 のために便房内で身体をよ けたり便器にあたりしない ようスペースを確保します。 また、外開き戸は便房が狭 い場合に有効ですが、開け た時にドアの向こうの人に あたらないよう配慮するこ とが必要です。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
38	75 89	6. 便所 a(福祉型 便房) b(一般便 所)	3. ドア の構造	車いす使用者用のトイレの説 明で“引き戸”という表現が あるが、ワンタッチ式のス ライドドアもあるため、ス ライドドアという表現にし てはどうか。	【考え方】引き戸とスライ ドドアは同義語のため、マ ニュアルでは“引き戸”と 表記します。 【追記】◆ 手動式引き戸 の場合は、軽い力で操作が 可能で、自動的に戻らない タイプとし、取っ手は棒状 ハンドル式などの握りやす さに配慮する。	○	第2回研 究会	e
39	89 264	6. 便所 b(一般便 所)	新)案内 標示	男性用か女性用か分から ないことが多々あるので音 声案内が欲しいなど	【追記】「案内表示」を追 加：建築物・公園共通 ◆ 便所の出入り口付近に、 男子用及び女子用の区別 (当該区別がある場合に 限る)並びに便所の構造 を音、点字その他の方法 により視覚障がい者に示 すための設備を設けるこ とが望まれます。 * 目の不自由な人は表示 だけでは男女の区別は分 かりません。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
40	90 189	6. 便所 b(一般便所)	一般便所の設置例	和便器のニーズはあるはずなので、和便器に関する解釈を書いておいた方が良いのではないかと。	【考え方】和風便器は、高齢者などの足腰の弱っている人にとっては利用に困難を伴うため、バリアフリーの観点から推奨するものではありませんが、和風便器を設置した場合には手すりの設置に配慮するよう追記する。 【追記】* 和風便房の手すりは、立ち屈みの際に足腰の弱っている人が利用しやすいように設置します。	○	第2回研究会	
41	95 269 295	7. 駐車場	1. 設置位置	横は十分に間隔が開いていても、後ろに幅がないことがあり、後ろに積んでいるバギー等は、積み下ろしがスムーズにできない場合がある。	【追記】◆車体の後方にもスペースを確保することが望まれます。 * 車体の後方スペースは、トランクから車いすを積み下ろしするなど多様な状況にも対応できます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回研究会)	
42	95	7. 駐車場	1. 設置位置	1. 設置位置:◇床は水平。車いす使用者の乗降に配慮し、滑りにくく水平の床とする。 ↑車いすなどが安全で円滑に使用できるような仕上げ、構造。	【追記】◇車いす使用者用駐車場施設の床面は、滑りにくい構造とし、できるだけ平坦とします。 * 車両と車いす間の乗降の際に、車いすが動いたり傾いたりしないようします。	○	事務局	
43	97	7. 駐車場	－	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、国のガイドライン等を参考に、車いす乗降場の屋根・庇についてリフト車両対応への記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研究会	
44	97 270 295	7. 駐車場	5. 駐車場の出入口までの通路	雨天時の乗降に屋根があると濡れずにすむ。介助が2人いれば本人とバギーとで1人ずつつけるが、1人だと時間がかかる。	【追記】* 車いす使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘を差すことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回研究会)	
45	102	8. 敷地内通路	5. 高低差	・道路と建築の境界部分の段さを解消すると、道路の横断こう配を1%としているため、集中豪雨などの際に雨水によって建築物が傷む恐れがある。浸水に気を付けて地盤高さを決めるなどの必要があるという旨の記載が必要ではないかと。	【追記】* 歩道は、横断こう配1%で整備されており、集中豪雨などの際に雨水が敷地に侵入することが想定されることから、敷地や建築物への浸水対策に配慮することが望まれる。また、敷地から流出した雨水によって歩道に水たまりができてしまうことから、排水溝や排水ます等の排水施設を設けることが望ましい。	○	第2回検討会	
46	102	8. 敷地内通路	8. 蓋の構造	歩道は勾配を1%以下となるよう整備しているため、民地から排水された雨水で水たまりができてしまう。建築物を建てる際に民地内の排水をしっかりとさせるという旨の記載が必要だろう。		○	第2回検討会	
47	111	10. 視覚障がい者誘導用ブロック等	1. 色	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、国のガイドライン等を参考に、視覚障がい者誘導用ブロックの色について周辺床との輝度比に関する記述を補足。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研究会	
48	111	10. 視覚障がい者誘導用ブロック等	1. 色	歩道状公開空地に関するコラムに点字ブロックを敷設した模式図の例があるが、点字ブロックと周辺床との明度差がはっきりしている優良な整備事例を掲載してはどうか。	【追記】舗装と点字ブロックのコントラストに関する記載については、視覚障がい者誘導用ブロックの項で写真事例などを用いて追記します。	○	第2回研究会	h

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
49	120	12.浴室、シャワー室及び更衣室	設計のポイント	望ましい例：介護ができるよう男女に分かれていない位置に設置	【追記】(更衣室、シャワー室についても・・・望まれます。)また、異性の介助者がいっしょに使用できるように、必要に応じて男女兼用タイプの配置にも配慮します。	○	事務局	
50	133 147	15. 標識類	－	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、国のガイドライン等を参考に、案内表示について色覚障がい者に配慮した記述を充実	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。色覚障がい・異常については技術的基準としても整理する	◎ ○	事務局 第1回研究会	
51	133	15. 標識類	1. 設置位置及び仕様	緑や赤は、文字になると見えにくいですが、絵になるとよく見えます。	【追記】*文字は色によっては見えにくい人もいます。ピクトグラムを併用することで効果的に情報を伝えることができます。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
52	133	15. 標識類	1. 設置位置及び仕様	目的の場所までの大体の距離が分かれば良い。安心感。	【追記】◆誘導サイン類は、目的の場所までの距離を併記することが望まれます。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
53	133 207	15. 標識類	1. 設置位置及び仕様	トイレなど、とりあえず見まわせば目に付くところにつけてほしい。 案内板を探すためにムダに動かなくてはならないことがある。	【追記】◆トイレやエレベーターなどの利便施設への誘導案内は、建物のどの場所からでも分かりやすい位置・高さに設置することが望まれます。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
54	135	15. 標識類	5. 照明	車いす高さから見上げたときに照明などの光が反射して見にくい。案内板は正面からだけ見ればいいのではなく、人や障がい物をよけて斜めから見ることも多い。様々な角度から見える必要がある。	【追記】*一般的な大人の目線の高さだけを考慮すると、車いす使用者にはまぶしく見えづらいことがあります。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
55	135 208	15. 標識類	6. 非常警報装置	災害時、緊急の時は、まず駅員さんや店員さんの音声案内ですよね。皆さんがあわてた行動をしても、何の事だか私にはさっぱりです。そのような時、できるだけ多くの箇所に文字案内が欲しいです。	【追記】◆災害時や緊急時に情報が伝わるよう、視覚障がい者には音声・音響等で、聴覚障がい者には文字などの視覚情報を提供できるよう整備することが望まれます	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
56	37 134	1. 出入口 15. 標識類	7. その他の表示方法	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、国のガイドライン等を参考に、案内・誘導などについて視覚・音声情報伝達の記述を充実	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研究会	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
<b>【 2. 交通機関の施設 】</b>								
57	168	1.移動等円滑化された経路	－	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、国のガイドライン等を参考に、複数の主要出入口からのバリアフリー経路確保に関する記述を充実	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研究会	
58	168	1.移動等円滑化された経路		交通施設では、経路上の昇降装置を利用者が選択できるように、なるべく同じ場所に階段、エレベーター、エスカレーター等が配置されているという内容があってもいいと思われる。	【追記】◇公共用通路との出入口と各ホームを結ぶ乗降動線（異なる路線相互の乗り換え経路を含む。）において旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）を移動等円滑化します。 * 特に、ホームやコンコースでは、主動線上から認識しやすい位置にエレベーターを設置し、すべての利用者が自然に自然に利用できるように配慮します。	○	第2回研究会	i
59	177	6.階段	4.蹴上げ, 踏面	「明度, 色相又は彩度の差が大きい事等により・・・」は, 具体的な表現にしてほしい。	【追記】建築設計標準(国)を踏まえ、輝度コントラストについて記載する。また、技術的資料として、明度対比例、色弱者の見え方の事例を記載する。	◎ ○	庁内アンケート2 (第2回研究会)	
60	178 202	6.階段 11.視覚障がい者誘導ブロック	(踊場の点状ブロック)	踊場の誘導ブロック敷設方法を図示してほしい。	【追記】旅客施設ガイドライン(国)に掲載されている敷設例を踏まえ記載する。	◎ ○	庁内アンケート3 (第2回研究会)	
61	179	7.エレベーター	設計のポイント	ホームでのエレベーター位置が端の方にあることが不便。	【修正】●主動線上から認識しやすい位置に設置し、また、移動動線ができる限り最短となる位置に設置することで、全ての利用者が自然に利用できるようにします。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
62	180	7.エレベーター	1.大きさ	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、国のガイドライン等を参考に、かごの大きさについて利用実態に応じた導入に関する記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研究会	
63	90 189	9. 便所	和式便器の手すりの例	和便器のニーズはあるはずなので、和便器に関する解釈を書いておいた方が良くはないか。	【考え方】和風便器は、高齢者などの足腰の弱っている人にとっては利用に困難を伴うため、バリアフリーの観点から推奨するものではありませんが、和風便器を設置した場合には手すりの設置に配慮するよう追記する。 【追記】* 和風便房の手すりは、立ち屈みの際に足腰の弱っている人が利用しやすいように設置します。	○	第2回研究会	
64	192～	9. 便所 (多機能便房)	全般	利用実態に応じた複数の多機能便房の整備について記載「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、国のガイドライン等を参考に、利用実態に応じた複数の多機能便房の整備について記載。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研究会	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
65	76 193 264	9. 便所 (多機能便 房)	4. 標識	福祉型便房を男性、女性で分けているケースがあるが、車いす使用者には、左麻痺、右麻痺の違いでアプローチのしやすさが違う人がいるため、性別で分けず、性別を表示しないことが有効であることをマニュアルに書いたらよいのではないかと。	【考え方】福祉型便房の男女を示すサインについては、現行のマニュアルにも各福祉型便房に男女を併記するように記載している。 また、左・右麻痺の違いによるアプローチについては、“階ごとに左・右の移乗方向を変えることが望ましい”とマニュアルに記載している。 【追記】上記に加え、福祉型便房内の簡略図を掲載するよう配慮が望まれることについて追記する。	○	第2回研究会	f
66	75 193 263	9. 便所 (多機能便 房)	5. ドアの構造	開閉ボタンは大きくていいのですが、もう少し力のかからないのに変更できないでしょうか、ボタンの位置がドアに近すぎ押しづらい段差があると車いすでははりにくいです。	【追記】* 車いすが寄り付きやすい位置に便房のドア開閉ボタンを設ければ、スムーズに出入りができます。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	
67	75 193 263	9. 便所 (一般便 所) (多機能便 房)	5. ドアの構造	子どもと一緒に入った時にカギに子どもの手が届くと、自分が用を足しているときに開けようとして困る。ベビーチェアなどがある、子どもと入れるトイレは広いので、「開けないで！」と子どもを捕まえる事が出来ない、上の方にカギが付いていると助かります。	【追記】◇便房の出入口の錠や開閉ボタンは、ベビーチェアを使用している子どもの手が届かない位置に設置します。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	
68	77 194 263	9. 便所 (一般便 所) (多機能便 房)	8. 便器	子ども用便座がないところ。	【追記】◆乳幼児連れの利用が多い施設では、状況に応じて子ども用便座を設置することが望まれます。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	
69	79 194 263	9. 便所 (一般便 所) (多機能便 房)	9. 付属器具	トイレにより操作の仕方が違うので、子どもが分かりにくい。	【追記】* 福祉型便房のドア開閉ボタンや洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利用できるようになります。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	
70	79 89 194 264	9. 便所 (一般便 所) (多機能便 房)	9. 付属器具	・点字表示を付けてほしい。	【追記】◆また、便器洗浄ボタンを操作する時に間違っ呼び出しボタンを押さないよう点字表示をつけることが望まれます。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	
71	79 89 194 264	9. 便所 (一般便 所) (多機能便 房)	9. 付属器具	視覚障がい者にとっては洗浄ボタンの位置や洗浄の操作は最も気になり、外のトイレを使用する際、不安になる事の1つである。トイレ内の見取り図が触知図で表示されていれば、とても助かる。便器をドアを入ってからどちらの方向に設置されているかも知らせてほしい情報である。	【追記】◆目の不自由な人が円滑にトイレを利用できるよう便房内の腰掛便器や便器洗浄ボタンの場所を音声等で案内することが望まれます。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	
72	81 89 194	9. 便所 (一般便 所) (多機能便 房)	9. 付属器具	自分+介助者の荷物が置ける広さが欲しい。など	【追記】* 便房内の棚やフックは、身に付けているコートやバッグ類の他、介助や乳幼児のためのおむつや衣類など荷物が多いため、使いやすい位置にできるだけ広く設けると利便性が高まります。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主な内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
73	81 195 264	9.便所 (多機能便 房)	13. 床面 の仕上 げ	・トイレの中に入った時、床が水 浸しになっている時が時々ある。 利用者を立たせるとき、靴を履い ていないので困ったことがある。 ・掃除が雑で汚れている時もある。	【追記】* 便房内でズボンを下 げたり脱衣等が必要な場合もある ことから、便房内の床の仕上げ は、衛生的な管理がしやすい乾 式工法とすることが望ましい。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	
74	83 195	9.便所 (多機能便 房)	15. オス トメイト のための 設備及 び介護 ベッド	介助で多目的トイレを利用しま すが、横になる台座がなく、ビニ ールを床に敷いて寝させるしか ないところもありました。身障者 といってもレベルがいろいろあり 、図の利用者は自走できる方か と思います。横になれる台があ るブースの表示があれば、利用 することができ、大いに助かり ます。など	【追記】* 介護ベッドを必要と している人にとって、介護ベッ ドがあることを表示した案内標 識があると安心して便房に入る ことができます。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	
75	76 195	9.便所 (多機能便 房)	17. 配置	全体的にバリアフリーのトイレ の数はまだまだ足りていないと 思います。 うちの息子は、知的障がいので 身体に障がいはないので、その 場所に1つしかないバリアフリー のトイレは、車いすの方が利用 する際に悪いと思います、使う のは気が引けます。でも、冒頭 でも書かせてもらったように、 様子を見たい時などには、男子 トイレに母親が入るわけにも いかず、困ることも多々あり ます。など	【追記】* 介助者が異性の場 合は便所内に同行することが難 しいことから、福祉型便房を配 置する場合は、男女が共用でき る位置に設けるなど設置位置 には十分な配慮が必要です。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	
76	199 ～	11. 視覚障 がい者誘導 案内	全般	「施設整備マニュアル改訂の主 な内容」として、国のガイドラ イン等を参考に、ホーム柵など に対応した視覚障がい者誘導用 ブロック敷設の記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考 え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研 究会	
77	203	個別の音 案内のガイ ドライン	音声に よる案内・誘 導	「施設整備マニュアル改訂の主 な内容」として、国のガイドラ イン等を参考に、音声・音響案 内の考え方や配慮事項の記述 を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考 え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研 究会	
78	203	個別の音 案内のガイ ドライン	音声に よる案内・誘 導	音声による案内誘導について、 国のガイドラインではもう少し 踏み込んだ内容になっている。 もう少し詳しく記述してほしい。	【追記】指摘を踏まえ、国の旅 客施設ガイドラインに詳しく記 述があるため、マニュアルでも 同様に「交通機関の施設」に記 述します。	◎ ○	第1回研 究会	
79	207	12. 標識類	2. 位置 及び仕 様	駅の改札口の電光掲示板 表示の文字が出て、読んでい るうちに切り替わるので、少 し遅くしてもらえれば助か ります。	【追記】◆電光掲示板の文字 スピードは、速くなりすぎな いように配慮します。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	
80	207	12. 標識類	2. 位置 及び仕 様	ウ、構内アナウンスで急行な どを言われても、知的障がい 者には理解できない人もい るので、目で見ても分かりや すい方法が必要です。	【追記】◆多様な利用者にも 理解ができるよう、音声案内 だけでなく、やさしくて分か りやすい視覚情報を併用して 案内することが望まれます。 * 音声や文字を認識するこ とが苦手な人にも情報が伝 わるように工夫します。	◎ ○	当事者 アンケ (第2回 研究会)	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主な内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
81	208	12.標識類	2.位置及び仕様	大きい駅になると音声案内音声案内が他の音にかき消されて分からない(ないよりはましだが・・・)音の種類を変えて頂ければもっといい上りは男性、下は女性という区別がつかうのはいいと思う。	【追記】* 音声案内が他の音声・音響にかき消されないように音量、音の放射方向、音質、音声などに工夫することが望まれます。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
82	208	12.標識類	2.位置及び仕様	案内表示だけでは分かりにくい場面があります。例えば、路面に表示し、電車など車両まで誘導すると間違えなく行くことができると思います。	【追記】◆車両等への誘導は、案内表示とともに、路面に乗り場まで案内する誘導ラインなどを併用することが望まれます。 * 音声や文字を認識することが苦手な人にも情報が伝わるように工夫します。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
83	135 208	12.標識類	2.位置及び仕様	災害時、緊急の時は、まず駅員さんや店員さんの音声案内ですよね。皆さんがあわてた行動をしていますが、何の事か私にはさっぱりです。そのような時、できるだけ多くの箇所に文字案内が欲しいです。	【追記】◆災害時や緊急時に情報が伝わるよう、視覚障がい者には音声・音響等で、聴覚障がい者には文字などの視覚情報を提供できるよう整備することが望まれます。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
84	220 の次 ①	バス・旅客船・航空旅客ターミナル	－	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、国のガイドライン等を参考に、バス・旅客船・航空旅客ターミナルに関する個別の記述を追加(抜粋)。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局第1回研究会	
85	220 の次 ④ ⑤	旅客船ターミナル	(連絡橋の勾配)	旅客船ターミナルについて、連絡橋は潮の満ち引きによって高さが変化してしまうかもしれないが、車いす使用者に配慮したこう配について記載してほしい。	【考え方】潮の満ち引きによって、浮棧橋と船舶とが一緒に上下するため、浮棧橋と固定岸壁をつないでいる連絡橋のこう配も変化することになります。 【追記】連絡橋のこう配は1/12以下とすることが望まれます。	○	第2回研究会	
86	220 の次 ④ ⑤	旅客船ターミナル	(連絡橋の誘導ブロック敷設)	陸域から浮棧橋(船の乗降場)に渡る連絡橋への誘導用ブロック設置。旅客施設ガイドラインのp.135に記載されているただし書きを反映してほしい。	【追記】波浪による影響がある場合などには点字ブロックを敷設しないことについて記載する。	◎ ○	庁内アンケート問4 (第2回研究会)	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
<b>【 3. 道路 】</b>								
87	223	道路の主な整備箇所	(臨港地区内の道路)	11行目に追加文 臨港地区内の道路及び橋りょう(道路橋に限る)についても、平成25年4月に策定された福岡市バリアフリー基本計画におけるバリアフリー重点整備地区(博多・中央地区及び都心部地区)内の生活関連経路(道路)に限り本編の内容に沿います。	【考え方】”道路の主な整備箇所”については、生活関連経路以外にも高齢者や障がいのある人等が利用する道路(歩道)は対象になる。 【検討】臨港地区の特殊性も勘案しつつ、港湾管理者と協議・調整して記載内容を検討する。	◎ △	庁内アンケート問2(第2回研究会)	
88	255	1.歩道	1.歩道の構造	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、国のガイドライン等を参考に、原則セミフラット型の説明に関する記述の充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局第1回研究会	
89	226 ⑤	1.歩道	1.歩道の構造	歩道と横断歩道の段差を2cm以下にするのはわかるが、車道側の勾配と歩道との段差で車いすが傾くという問題がある	【追記】歩道縁石と車道(横断歩道部)の接続部がV字型になっている場合の対応については、具体例がある方が分かりやすいため、V字型を解消した例図を記載します。	◎ ○	事務局第1回研究会	
90	227	1.歩道	1.歩道の構造(縁端構造)	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、国のガイドライン等を参考に、歩道と車道(歩行部)の段差の図版を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局第1回研究会	
91	227	1.歩道	1.歩道の構造(縁端構造)	歩道との段差を2cm以下にするのはわかるが、車道の勾配と段差で車いすが傾くという問題がある。	【追記】歩道縁石と車道の接続部がV字型になっている場所については、具体例がある方が分かりやすいと考え、他ページにおいてV字型を解消した例の図を掲載する。	○	第2回研究会	j
92	232	1.歩道	7.標識、街路灯	照明についても他に比べて明るくする必要があると聞いているが、それに関しても記載しては？	【追記】道路下水道局制定「福岡市道路照明灯整備基準」に準拠することを記載する。	◎ ○	庁内アンケート問3(第2回研究会)	
93	233	2.視覚障がい者誘導用ブロック	1.色	カラー舗装を利用する時の注意点。道路移動等円滑化条例との整合性を図ってほしい。	【考え方】福岡市道路移動等円滑化条例に、視覚障がい者誘導用ブロックの色に関する記載があるため、そとおりに記載する。 【追記】視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比又は明度差を確保することにより当該ブロック部分を容易に識別できる色とする。	○	庁内アンケート問5	
94	234	2.視覚障がい者誘導用ブロック	3.視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	店舗の出入口近くに誘導ブロックが敷設していると、店の前に立ち止まっている人や店から出てきた人とぶつかったという話をよく聞く。人の動線を考慮して誘導ブロックや案内板を設置する位置を決めるという考え方も必要ではないか。	【追記】指摘を踏まえ、国のガイドラインを参考に「壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置に設置する」などと追記します。	◎ ○	第1回研究会	

「状況」欄の凡例=◎:研究会で報告済、○:修正等対応、△:要検討、-:対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
95	239	3.乗降車場	1. 構造 (バス停 での案内)	番号でバスの行先を見て乗っているんですが、天神の乗り場は、行先の電光掲示板で分かりやすいので、もっと多くのバス停に出来たならいいと思います。時間案内の時間表が小さくて、夜になると見にくくてこまっていますので。	【追記】*バス停における車両の発着時間や行き先を表示する可変情報表示装置は、時刻表よりも大きく表示されるので視力が低下した人にも便利な設備です。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
96	239	3.乗降車場	1. 構造 (上屋・ ベンチ)	バス停に屋根やベンチが無い箇所があるので困る。	【追記】*バス停にベンチがあれば、バスを待っている高齢者や杖使用者の下肢などへの負担を軽減することができます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
<b>【 4. 公園 】</b>								
97	249	1.出入口	4. 車止め柵	車いすは通れる表示があったが入れなかった。ヘッドレストが付いていて、グリップが高い位置にあるため、グリップがつかえて入れなかった。	【追記】◇車止めの柵を設置する場合は、JIS規格で規定してあるサイズの車いす(全幅70cm×全長120cm×全高109cm)が通れるよう、高さにも留意して設けます。 ◆車止めの柵を設置する場合は、ヘッドレストがある車いすなどが通れるよう通行できる幅や高さを確保することが望まれます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
98	252	2.園路	－	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、国のガイドライン等を参考に、移動等円滑化園路の考え方について記述。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研 究会	
99	253	2.園路	1.有効幅員	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、市公園条例等を参考に、園路の途中で通路を設ける場合の開口幅員の記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研 究会	
100	257 261	3.階段 4.傾斜路	－	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、市公園条例等を参考に、階段やスロープの手すりについて記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研 究会	
101	263	5.便所	－	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、国のガイドライン等を参考に、多機能便所の機能代替などに関する記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研 究会	
102	77 194 263	5.便所	1. 便所の構造	子ども用便座がないところ	【追記】◆乳幼児連れの利用が多い施設では、状況に応じて子ども用便座を設置することが望まれます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
103	89 264	5.便所	1. 便所の構造	男性用か女性用か分からないことが多々あるので音声案内が欲しい。	【追記】「案内表示」を追加：建築物・公園共通 ◆便所の出入り口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けることが望まれます。 * 目の不自由な人は表示だけでは男女の区別は分かりません。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
104	75 193 263	5.便所	4. ドアの構造	開閉ボタンは大きくていいのですが、もう少し力のかからないのに変更できないでしょうか、ボタンの位置がドアに近すぎ押しづらい段差があると車いすでははりにくいです。	【追記】* 車いすが寄り付きやすい位置に便所のドア開閉ボタンを設ければ、スムーズに出入りができます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
105	75 193 263	5.便所	4.ドア の構造	子どもと一緒に入った時にカギに子どもの手が届くと、自分が用を足しているときに開けようとして困る。ベビーチェアなどがある、子どもと入れるトイレは広いため、子どもに手が届かない場合があるので(「開けないで!」と子どもを捕まえる事が出来ない)、上の方にカギが付いていると助かります。	【追記】◇便房の出入口の錠や開閉ボタンは、ベビーチェアを使用している子どもの手が届かない位置に設置します。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
106	89 264	5.便所	4.ドア の構造	ドアが内側に開く場合、狭くなつて困ることがある。	【追記】*「円滑に開閉して通過できる構造」とするためには、引き戸が最適ですが、構造上やむを得ない場合は便房内での動作を考慮して外開き戸とします。内開き戸とする場合は、戸の開閉のために便房内で身体をよけたり便器にあたりたりしないようスペースを確保します。また、外開き戸は便房が狭い場合に有効ですが、開けた時にドアの向こうの人に当たらないよう配慮することが必要です。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
107	76 193 264	5. 便所	5. 標識 の掲示	福祉型便房を男性、女性で分けているケースがあるが、車いす使用者には、左麻痺、右麻痺の違いでアプローチのしやすさが違う人がいるため、性別で分けない、性別を表示しないことが有効であることをマニュアルに書けたらよいのではないか。	【考え方】福祉型便房の男女を示すサインについては、現行のマニュアルにも各福祉型便房に男女を併記するように記載している。 また、左・右麻痺の違いによるアプローチについては、“階ごとに左・右の移乗方向を変えることが望ましい”とマニュアルに記載している。 【追記】上記に加え、福祉型便房内の簡略図を掲載するよう配慮が望まれることについて追記する。	○	第2回研 究会	f
108	79 194 263	5.便所	6. 水洗 器具	トイレにより操作の仕方が違うので、子どもが分かりにくい。	【追記】*福祉型便房のドア開閉ボタンや洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利用できるようになります。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
109	79 89 194 264	5.便所	6. 水洗 器具	・点字表示を付けてほしい。	【追記】◆また、便器洗浄ボタンを操作する時に間違えて呼び出しボタンを押さないよう点字表示をつけることが望まれます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
110	79 89 194 264	5.便所	6. 水洗 器具	視覚障がい者にとっては洗浄ボタンの位置や洗浄の操作は最も気になり、外のトイレを使用する際、不安になる事の1つである。トイレ内の見取り図が触知図で表示されていれば、とても助かる。便器をドアを入ってからどちらの方向に設置されているかも知らせてほしい情報である。	【追記】◆目の不自由な人が円滑にトイレを利用できるよう便房内の腰掛便器や便器洗浄ボタンの場所を音声等で案内することが望まれます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主要内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
111	81 195 264	5.便所	7.床面の仕上げ	・トイレの中に入った時、床が水浸しになっている時が時々ある。利用者を立たせるとき、靴を履いていないので困ったことがある。 ・掃除が雑で汚れている時もある。	【追記】* 便房内でズボンを下げたり脱衣等が必要な場合もあることから、便房内の床の仕上げは、衛生的な管理がしやすい乾式工法とすることが望ましい。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
112	95 269 295	6.駐車場	2.駐車施設の幅	横は十分に間隔が開いていても、後ろに幅がないことがあり、後ろに積んでいるバギー等は、積み下ろしがスムーズにできない場合がある。	【追記】◆車体の後方にもスペースを確保することが望まれます。 * 車体の後方スペースは、トランクから車いすを積み下ろしするなど多様な状況にも対応できます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
113	270	6.駐車場	2.駐車施設の幅	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として市条例等を参考に、車いす使用者用駐車施設の後方安全路等の記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研 究会	
114	97 270 295	6.駐車場	2.駐車施設の幅	雨天時の乗降に屋根があると濡れずにすむ。介助が2人いれば本人とバギーとで1人ずつつけるが、1人だと時間がかかる。	【追記】* 車いす使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘を差すことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。	◎ ○	当事者 アンケート (第2回 研究会)	
115	276 ～	9.標識類	全般	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、国のガイドライン等を参考に、表示内容の見やすさ、わかりやすさ等の記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研 究会	
116	278 279	10.ベンチ 11.野外卓	1.構造	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、市条例等を参考に、ベンチ・野外卓の設置について記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研 究会	
117	281	13.水飲み器・手洗い場	全般	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、市条例等を参考に、水飲み器・手洗い場の洗面や下部空間の記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研 究会	
118	282 ～	14.休憩所及び管理事務所	(乳幼児対応)	「施設整備マニュアル改訂の主要内容」として、国のガイドライン等を参考に、休憩所及び管理事務所における乳幼児対応等の記述を充実。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研 究会	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主な内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
<b>【 5. 路外駐車場 】</b>								
119	95 269 295	路外駐車場	2. 駐車施設の幅	横は十分に間隔が開いていても、後ろに幅がないことがあり、後ろに積んでいるバギー等は、積み下ろしがスムーズにできない場合がある。	【追記】◆車体の後方にもスペースを確保することが望まれます。 【追記】*車体の後方スペースは、トランクから車いすを積み下ろしするなど多様な状況にも対応できます。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
120	97 270 295	路外駐車場	2. 駐車施設の幅	雨天時の乗降に屋根があると濡れずにすむ。介助が2人いれば本人とバギーとで1人ずつつけるが、1人だと時間がかかる。	【追記】*車いす使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘を差すことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。	◎ ○	当事者アンケート (第2回研究会)	
121	296	路外駐車場	5. 路外駐車場の通路	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、国のガイドライン等を参考に、移動等円滑化経路の考え方について記述。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局第1回研究会	
122	294	路外駐車場	新・機械式駐車場	機械式駐車場(バリアフリー対応型)の基準	【追記】「機械式駐車場技術基準(公益法人立体駐車場工業会発行)」のバリアフリー対応基準について追記する。	◎ ○	庁内アンケート問3 (第2回研究会)	



# 1. 概要編

## 1 - 1 福祉のまちづくり条例の制定の趣旨

### (1) 福祉のまちづくりの背景

我が国は、急速に少子・高齢化が進み、また、都市化の進展に伴う市民意識の多様化や近隣関係の希薄化等家族や地域社会を巡る環境が著しく変化しています。

このような中で、高齢者や障がい者をはじめ多くの市民が、住み慣れた地域社会で安心して健やかに暮らしていける豊かな福祉社会を築くことは、緊急な社会的課題です。

特に、高齢者の増加は、これまでの高齢者像に変化をもたらしており、また、障がい者の自立志向の高まりにつれて、これまで以上に高齢者、障がい者等の自立した生活や多様な社会参加の機会が増大しています。

こうしたことから、不特定かつ多数の人が利用するような建築物、駅等の交通機関の施設、道路、公園、駐車場等を、高齢者、障がい者等を含めてすべての市民が安全で円滑に利用できるようなまちづくりについて、多くの市民の関心が高まるとともに、これからの都市機能の必須条件となっています。

このため、福岡市においては、昭和54年の「建築物に関する福祉環境整備推進指針」の策定を始まりとして、建築物のバリアフリー整備に取り組んできましたが、特に、平成4年からは新たに策定した『福岡型福祉社会』のための環境づくり指針』に基づいて、建築物、道路、公園、公共交通機関における福祉社会への対応に取り組み、特に建築物の新築等の際の福祉事前協議を通じて、バリアフリー整備の理念の普及及び民間事業者等の理解を得た整備の実現に一定の成果を上げてきました。

また、本市においては、ハード整備とともに、市民だれもが人間として尊重され、安心して暮らせるよう地域での生活が保障され、生きがいと安らぎのあるまちづくりを目指し、市民、事業者及び市の協働を基本に、市民の自主的な健康づくりをはじめ、市民参加による相互に支え合うシステムづくりなど、保健と医療と福祉が連携した健康・福祉のまちづくりを進めてきました。

その中で、福祉の概念も、従来の公的な社会福祉サービスを中心としたあり方だけではなく、市民一人ひとりが福祉の受け手であり、同時に担い手ともなるボーダーレス時代へ変化し、一層人権が尊重され、地域でのボランティア活動等の諸活動が地域の福祉の向上のみならず、市民自身にとっても自己実現の場となる時代を迎えました。

以上のように、社会情勢の大きな潮流の変化を受けて、また、本市における一層のバリアフリー整備の要請の高まりと保健・医療・福祉の分野におけるソフト施策の総合化、福祉の理念の深化、一般化に対応して、福岡らしい福祉のまちづくりの新たな展開が必要となってきました。

すなわち、21世紀の本格的な少子・高齢社会を迎えて、ノーマライゼーションと社会連帯の理念に基づき、地域社会を構成しているすべての市民が、その一員としての役割と責任を果たしながら、高齢者、障がい者等の日常生活や社会活動を制約する様々な障壁を取り除き、その意思と能力に応じて誰もが喜びをもって積極的に社会参加できる福祉のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

## (2) 福祉のまちづくり条例制定の趣旨

福岡市における福祉のまちづくりの新たな展開を図るために、福岡市社会福祉審議会の答申に基づき、「福岡市福祉のまちづくり条例」を平成10年3月に議決を得て、4月に施行しました。

この条例は、次のような位置付けと役割を持っています。

- ア 福岡市基本構想に掲げる福祉のまちづくりの考え方を具体化し、福岡らしい福祉社会を形成するための根拠法令とします。
- イ 福祉のまちづくりに関する基本理念を明らかにし、市民、事業者及び市が一体となって福祉のまちづくりを進めます。
- ウ 条例は「福祉憲章」の意味を持ち、福祉のまちづくりに対する積極的な姿勢を示すことができ、議決を経た条例は、市民の意思を確定したものです。
- エ 現在実施している、ソフト・ハード両面の施策の連携を進めることができます。
- オ 施設のバリアフリー整備の指導、推進については、これまでの指針による限界を超えて、条例という法的根拠を持った体制へ移行し、より強固で実効性が高いものとなります。
- カ 条例の制定過程を通じて多くの関係者、市民の意見を集約し、また、制定後、各界の関係者、市民から構成される「福祉のまちづくり推進協議会」等による条例の推進体制を確立することにより、福祉のまちづくりの実践や普及・啓発が進められます。

このような趣旨を踏まえて、福祉のまちづくりについて、基本理念や市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、多数の人が利用する建築物等の施設のバリアフリー整備に関する基本的な事項を定めて、福祉のまちづくりを総合的、計画的に推進するために制定した条例は、次のような特徴を持っています。

- ア 市民、事業者及び市の責務と連携を明確にして福祉のまちづくりの推進を図ります。
- イ 市民の自立、地域福祉の推進、ボランティア活動の促進等の市民福祉の推進(ソフト面)と建築物等の対象施設の整備(ハード面)のバランスと調和のとれた内容を盛り込み、総合的に福祉のまちづくりを推進します。
- ウ ハード面の整備に関しては、整備基準等の制定、事前協議、完了検査、適合証の交付、指導・助言制度等により、施設を新設等する際に整備の実効性を担保し、既存物件についても改善努力を規定しています。

## これまでの本市の福祉のまちづくりの取り組み

時期	主な制度及び事業	所管局
昭和54年4月	「建築物に関する福祉環境整備推進指針」及び「実施要領」を策定	建築局
昭和57年4月	「福岡市障害者福祉長期行動計画」を策定 国際障害者年の理念にそって、 推進期間10年の本市の障害者福祉諸施策の行動計画を示した。	民生局
昭和59年4月	「建築物に関する福祉環境整備指針」を改正	建築局
昭和62年4月	「福岡市障害者福祉長期行動計画後期計画」を策定 上記「長期計画」の見直しを行ったもので、昭和62年～66年度における 本市の障害者福祉諸施策の基本的方向と目標を示した。	総務局・ 民生局
昭和63年12月	「福岡市高齢化社会対策長期指針」を策定 福祉環境整備指針の策定が位置づけられた。	民生局
平成2年3月	「福岡市高齢者住宅設計指針」を策定 高齢化社会に向けた住まいづくりの目標及び住宅の安全性、自立性、 快適性、利便性についてまとめた。	建築局
平成2年9月	福岡市市民福祉サービス公社を設置 市民参加によるホームヘルプサービス事業を開始した。(平成3年1月)	民生局
平成4年3月	『「福岡型福祉社会」のための環境づくり指針』を策定 公共的建築物に加えて、道路、公園、公共交通機関を対象とした。	都市整備局
平成5年3月	「福岡市福祉総合計画」を策定 第6次福岡市基本計画の福祉分野における具体的な計画を示した。	民生局
平成6年2月	「福岡市高齢者保健福祉計画」を策定 増大、多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応するため、高齢者保健 サービスの目標量を明らかにし、保健・医療・福祉の連携を図った。	民生局・ 衛生局
平成7年6月	建築物に関する事前協議事務について、指針とハートビル法を併せて 運用を開始	建築局
平成8年11月	福岡市社会福祉審議会に「福祉のまちづくりを推進するための 基本的条例のあり方」について諮問(平成9年12月答申)	民生局
平成10年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例」を施行(施設整備に関する部分を除く)	保健福祉局
平成11年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を施行及び条例の完全施行	保健福祉局
平成16年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	保健福祉局
平成21年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	保健福祉局

## 1 - 2. 福祉のまちづくり条例の概要

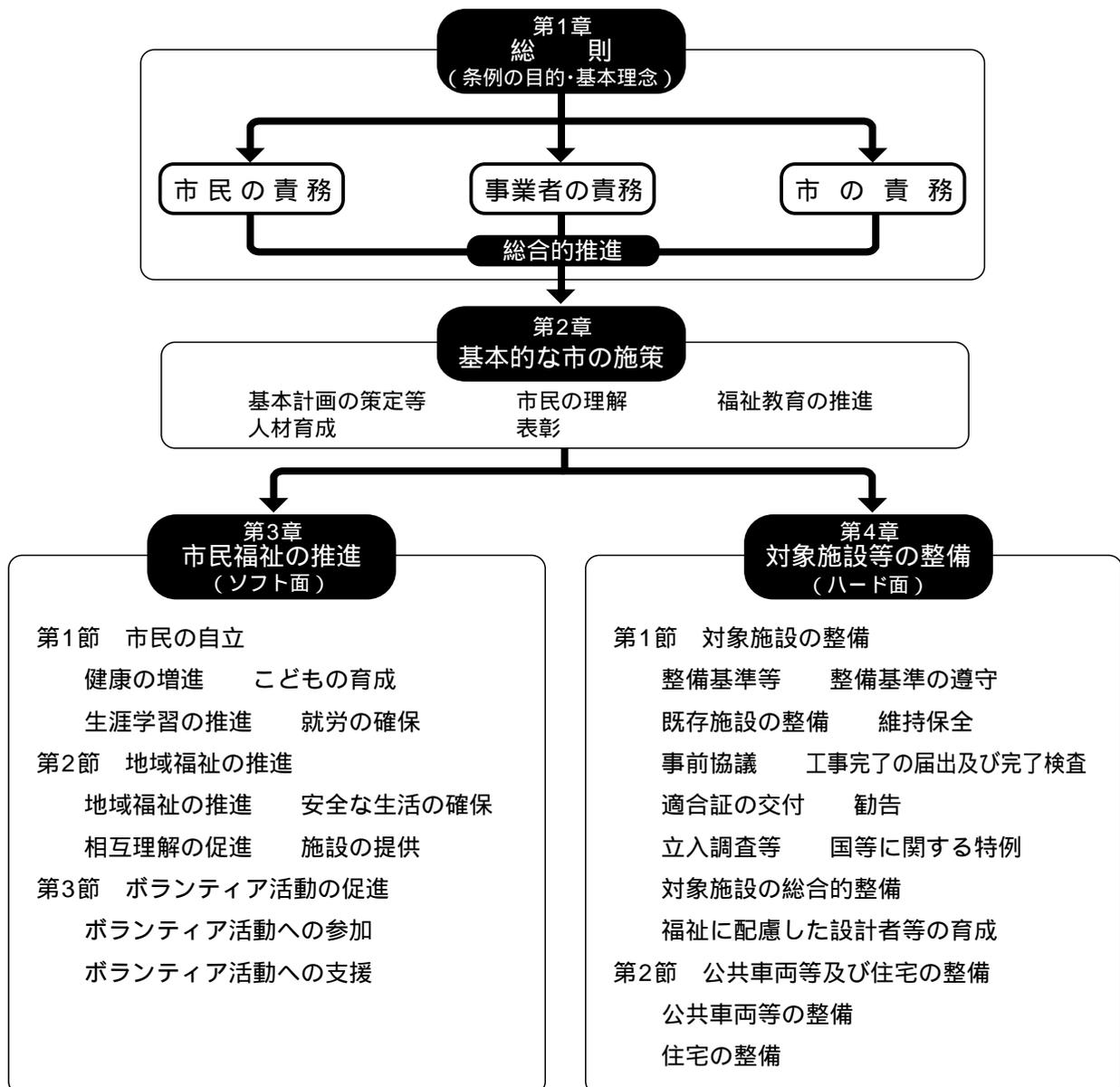
福岡市福祉のまちづくり条例は、「第1章 総則」「第2章 基本的な市の施策」「第3章 市民福祉の推進」「第4章 対象施設等の整備」「第5章 雑則」で構成されています。（「3.資料編（P 303）参照）

第1章では、条例の目的、基本理念や「市民」「事業者」「市」それぞれの責務と相互協力について定めています。

第2章では、市が行う基本的な施策を定めています。

第3章、第4章で「市民福祉の推進」と「対象施設等の整備」として、ソフト面とハード面それぞれで取り組む内容を定めています。

### 条例の体系



## 1 - 3 条例の対象となる施設

### (1) 対象施設

対象施設とは、病院、劇場、集会場、展示場、マーケット、飲食店、共同住宅等の建築物、交通機関の施設、道路、公園、路外駐車場、開発行為に係る施設といった多数の人の利用に供する部分を有する施設で、次ページ「対象施設一覧表」の、対象施設の欄に掲げる施設をいいます。(条例第3条)

対象施設の取り扱いについては、以下のように定めています。

#### ア 整備基準の遵守(条例第26条)

対象施設の新設又は改修(増築、改築、大規模の修繕・模様替、用途の変更を含む)を行おうとする人は、新設又は改修後の対象施設を整備基準に適合させなければなりません。特に建築物では、視覚障がい者誘導用ブロック等・エレベーター・福祉型便房・授乳スペース等について、整備基準により義務づけられる内容が建築物の種類や用途に供する部分の床面積により異なりますので、適用対象一覧(P32)及び設計編「2 - 1. 建築物」の各項目を参照して下さい。

#### イ 既存施設の整備(条例第27条)

既存の対象施設を所有し、または管理する人は対象施設を整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

#### ウ 維持保全(条例第28条)

対象施設を所有し、または管理する人は整備基準に適合させた対象施設を引き続き適合した状態に維持、保全するよう努めなければなりません。

### (2) 特定施設

特定施設とは、対象施設のうち次ページ「対象施設一覧表」の特定施設の欄に掲げる施設をいいます。対象施設のほとんどは特定施設ですが、建築物のうち事務所・工場・共同住宅等では用途に供する部分の床面積が2,000㎡以上のもの、開発行為に係る施設では住宅開発団地で開発区域の面積が5ha以上のものが特定施設となります。

特定施設の新設又は改修を行おうとする人(特定整備主という)は、特定施設及びその工事の内容について、市長と事前協議をする必要があります(条例第29条)。また、工事が完了したときは、工事完了の届出を提出し、検査を受ける必要があります(条例第30条)。

国、地方公共団体等が特定施設の新設又は改修を行おうとするときは、市長に通知をしなければなりません(条例第34条)。

手続きについては、「1 - 5 条例に基づく手続きの流れ」(P11)を参照して下さい。

### (3) 用途に供する部分の床面積の合計

用途に供する部分の床面積の合計とは、バックヤードの部分も含む当該用途に供する部分の床面積の合計をいい、建築基準法によって算定される延べ床面積のことです。(容積率算定のための床面積ではありません)

## 対象施設一覧表

### 1 建築物

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
1 医療施設	病院, 診療所, はりきゅう院その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	助産所, 整骨院等の <b>施術所</b> など	
2 興行施設	劇場, 観覧場, 映画館又は演芸場	すべての施設
類似施設	遊園地・動植物園内の施設など	
3 集会施設	集会場, 公会堂, 公民館, 斎場, 結婚式場その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	老人憩いの家, 教会, 宗教法人の集会所, 地域集会所など	
4 展示場	展示場	すべての施設
5 物品販売施設	百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべての施設
類似施設	コンビニエンスストア, 日用品・食料品販売、 <b>調剤薬局</b> 等の各種商店, 車等のショールーム, ペットショップなど（住宅展示場や専門業者への卸売店舗は対象外）	
6 宿泊施設	ホテル又は旅館	すべての施設
7 社会福祉施設	老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	老人デイサービスセンター, ケアハウス, 特別養護老人ホーム, <b>高齢者グループホーム</b> 等, 授産施設など	
8 スポーツ遊技施設	体育館, 水泳場, ボーリング場, 遊技場, パチンコ屋, ゲームセンター, カラオケボックス（ <b>飲食の提供のないもの</b> ）その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	麻雀屋, スポーツ練習場, フィットネスクラブなど（会員制のものを含む）	
9 教育文化施設	博物館, 美術館, 図書館又は研修所	すべての施設
類似施設	資料館など	
10 公衆浴場	公衆浴場, <b>岩盤浴</b>	すべての施設
11 飲食施設	飲食店, レストラン, 喫茶店, スナックその他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	ドライブイン, インターネットカフェ, <b>カラオケボックス（飲食の提供があるもの）</b> など	
12 金融機関等の施設	銀行, 信用金庫その他の金融機関等の店舗	すべての施設
類似施設	<b>郵便局</b> , 農協, 証券会社など	
13 サービス施設	理髪店, 美容院, クリーニング取次店, 質屋, 貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	すべての施設
類似施設	旅行代理店, 塾, 不動産業の事務所（モデルルームの商談スペース）, ATMのみの店舗, コインランドリー, <b>無認可託児所, 交番, 動物病院, マッサージ, 動物病院</b> など	
14 交通機関の施設	鉄道の駅, バスターミナル, 港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち, 2の表に定める部分以外の部分	すべての施設
15 自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫	すべての施設
16 公衆便所	公衆便所, <b>4の表に定める部分以外の部分</b>	すべての施設
17 公益事業施設	電気事業, 電気通信事業, ガス事業等を営む営業所及び事務所	すべての施設

18 官公庁舎	市役所，区役所，保健所，税務署等の官公庁舎	すべての施設
19 学校等施設	保育所，幼稚園，小学校，中学校，高等学校，大学，専修学校，高等専門学校，各種学校，自動車教習所その他これらに類するもの	すべての施設
20 事務所	事務所（前各項に掲げるものを除く。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
21 工場	工場	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
22 共同住宅等	共同住宅又は寄宿舎	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設
23 地下街等	地下街又は公共用歩廊	すべての施設
24 複合施設	1の項から22の項までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物 * 1～19の用途を含む複合施設は，用途面積の合計が2,000㎡未満であっても，全ての施設において協議が必要です。	それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の施設

## 2 交通機関の施設

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
交通機関の施設	鉄道の駅，バスターミナル，港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち，専ら旅客の移動等の用に供される部分	すべての施設

## 3 道路

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
道 路	(1) 道路法第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。) (2) 港湾法第2条第4項に規定する臨港地区内の道路及び橋りょう(道路橋に限る。)	すべての施設

## 4 公園

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
公 園	(1) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 (2) 港湾法第2条第4項に規定する臨海地区内の緑地及び広場	すべての施設

## 5 路外駐車場

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
路 外 駐 車 場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち同法第12条の規定による届出をしなければならないものの建築物以外の部分	すべての施設

## 6 開発行為に係る施設

区 分	対 象 施 設	特 定 施 設
1 土 地	1の表に定める特定施設の建築の用に供する目的で都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される土地	すべての施設
2 住宅開発団地	都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される住宅団地	開発区域の面積が5ha以上の施設

## 1 - 4 整備基準等

### (1) 整備基準( 条例第25条第1項 施行規則別表第2 )

整備基準とは、すべての人が自らの意思で自由に行動し、積極的に社会参加できるような施設整備を促進するために、高齢者、障がい者等( 妊産婦その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける人を含む )が、対象施設を利用する際に障壁となるものを設けず、使いやすいものとするために、その公共的利用部分として整備が必要な箇所についての構造及び設備に関する具体的な基準であり、新設・改修( 増築、改築、大規模の模様替・修繕、用途の変更を含む )の際に守らなければならない基準です。

### (2) 誘導基準( 条例第25条第2項 施行規則別表第3 )

誘導基準とは、高齢者、障がい者等の利用を可能とするための必要最小限の基準として定められた整備基準のみでは、整備の水準が低位に固定されるおそれがあることから、整備基準よりも高度に対象施設を利用できるよう、社会全体で実現を目指すべき基準として定めたものです。

建築物の誘導基準は、バリアフリー法( 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 )の認定建築物の要件とほぼ同一であるため、バリアフリー法の認定を受ければ用途規模により、容積率の算定の特例、認定建築物である旨の表示、税制上の特例措置があります。

### (3) 整備基準・誘導基準の適用箇所

整備基準等が適用されるのは、整備箇所のうち多数の人が利用する部分又は不特定かつ多数の人が利用する部分です。

### (4) 既存施設の整備

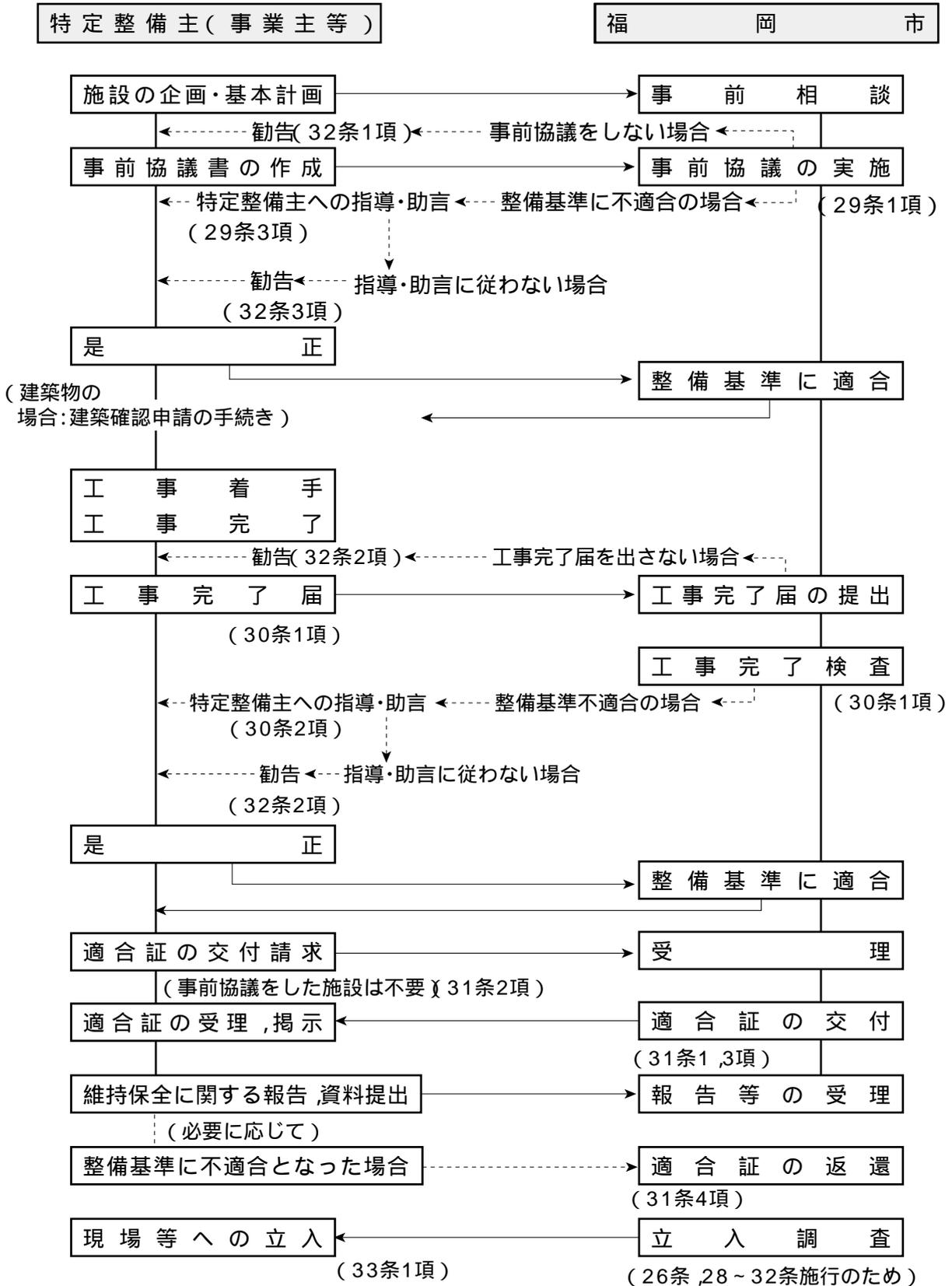
この条例又はこの条例に基づく規則の規定の施行又は適用の際、既存の対象施設を所有し、若しくは管理する人は、その対象施設を整備基準に適合させるように努めなければなりません。

### (5) 維持保全

対象施設を所有し又は管理する人( 対象施設の所有者等 )は、整備基準に適合させた対象施設を、引き続き当該整備基準に適合した状態に維持し、保全するよう努めなければなりません。

# 1 - 5. 条例に基づく手続きの流れ

特定整備主が特定施設を新設又は改修する場合には、下図のような流れに従って、事前協議や完了検査の手続きが必要です。特定整備主が国等の場合は、事前協議に代えて通知となります。



建築物の手続については、P 30を参照

## (1) 事前相談、事前協議の窓口

設計者等は特定整備主が計画している施設が、福祉のまちづくり条例第29条の特定施設になるか、また、整備基準のどの項目に適合させなければならないかなど、必要に応じて事前にご相談ください。特定施設については、あらかじめ市長と協議が必要です。

事前相談及び事前協議を担当する窓口は、対象施設の種類に応じて次のとおりとなっています。

対象施設の種類	窓口	電話	F A X	e-mailアドレス
建築物	住宅都市局 建築審査課	092-711-4774	092-733-5584	shinsa.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
交通機関の施設	保健福祉局 政策推進課	092-733-5344	092-733-5587	seisaku.PHWB@city.fukuoka.lg.jp
道路（開発行為関連、 土地区画整理事業等）	道路下水道局 計画調整課	092-711-4519	092-733-5533	keikaku.RWB@city.fukuoka.lg.jp
道路 （自費工事、占用工 事、付帯工事、市 等の事業他）	各区・維持管 理課 （西区は管理調 整課）	東区 092-645-1056	092-632-8999	ijikanri.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
		博多区 092-419-1061	092-441-5603	ijikanri.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
		中央区 092-718-1082	092-718-1079	ijikanri.CWO@city.fukuoka.lg.jp
		南区 092-559-5094	092-559-5096	ijikanri.MWO@city.fukuoka.lg.jp
		城南区 092-833-4077	092-822-4095	ijikanri.JWO@city.fukuoka.lg.jp
		早良区 092-833-4336	092-841-6687	ijikanri.SWO@city.fukuoka.lg.jp
		西区 092-895-7042	092-882-6135	kanri.NWO@city.fukuoka.lg.jp
道路（港湾法による道 路）	港湾局維持課	092-282-7143	092-282-7776	iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp
公園（都市公園）	住宅都市局 みどり整備課	092-711-4410	092-733-5590	midoriseibi.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
公園（港湾法による緑 地、広場）	港湾局維持課	092-282-7143	092-282-7776	iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp
路外駐車場	道路下水道局 自転車課	092-711-4443	092-733-5864	bicycle.RWB@city.fukuoka.lg.jp
開発行為に係る施設	住宅都市局 開発・建築調整課	092-711-4581	092-733-5584	kaihatsu-kenchiku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

## (2) 事前協議書の提出

### 1. 提出書類について

「特定施設新設等事前協議書」(国等の場合は,「特定施設新設等通知書」)に下記を添付して2.に定める日までに,上記の窓口へ提出してください。

- (1) 特定施設整備項目表(当該特定施設が整備基準,誘導基準の整備項目に適合することを明らかにするもので市長が別に定める書類(「3.資料編」P383参照))
- (2) 特定施設の種別に応じた図書(「3.資料編」別表第4(P366)参照)

### 2. 提出期限について

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ○建築確認申請を要する特定施設 | 確認申請予定日の14日前の日 |
| ○開発許可申請を要する特定施設 | 開発許可申請をする日     |
| ○その他の特定施設       | 工事着手予定日の30日前の日 |

## (3) 工事完了届の提出

工事完了後,速やかに「特定施設工事完了届出書」を提出してください。

## (4) 完了検査

整備基準への適合状況を確認するため,完了検査を行います。

## (5) 適合証の交付

市長は、特定整備主が事前協議により新設・改修を行った特定施設が、検査により整備基準に適合していると認めるときは、適合証の交付を行います。

また、既存施設の改修など事前協議が不要な対象施設の所有者等が、対象施設を整備基準に適合させたときは、別に定める関係図書等を添えて、適合証の交付を請求することができます。この場合、市長は整備基準に適合していると認めるときは、適合証の交付を行います。

なお、適合証の交付を受けた特定整備主は、特定施設や対象施設の出入口付近など利用者や市民から見えやすい場所に適合証を貼ってください。

### 整備基準適合証（シンボルマーク）



### 「優良タイプ」の適合証を 交付するための条件

高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために、公共的利用部分（多数の人の利用に供する部分）の構造及び設備に関して整備基準に適合させることが必要です。

整備基準では施設の用途、規模により、整備箇所を緩和していますが、「優良タイプ」は、整備基準に適合している施設で、かつ視覚障がい者誘導用ブロック等エレベーター、福祉型便房、車いす使用者用駐車場を整備している施設に交付します。



### 「基本タイプ」の適合証を 交付するための条件

高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために、公共的利用部分（多数の人の利用に供する部分）の構造及び設備に関して整備基準に適合させることが必要です。

「基本タイプ」は、整備基準に適合している施設で、視覚障がい者用誘導ブロック等、エレベーター、福祉型便房、車いす使用者用駐車場に関する規定の緩和を適用して整備された施設に交付します。

## 2. 設計編

## 高齢者、障がい者等の行動特性

高齢者や障がい者等に配慮した計画で最も重視されるのは、それぞれの行動特性、特に移動と利用上の制約です。これは、歩行面に段差がないことや幅員が確保されていることで解決されることも多々ありますが、例えば視覚障がい者の場合には、行き先を誘導すること等の配慮が求められます。

区 分	特性と配慮すべき事項	配 慮 内 容
1. 車いす使用者	座位で移動 ・ 目線が低い ・ 高い所は手が届かない	・ 案内板等は見やすい位置に設ける。 ・ 鏡は健常者と兼用できる大型のものが望ましい。 ・ エレベーターの操作等のスイッチ類は車いす使用者が使用できる高さに設ける。 ・ 棚等を設ける場合は車いす使用者が手の届く高さにする。
	車輪で移動 (前輪のキャスターは小さい) ・ 数センチの段差を乗り越えられない ・ 車輪が溝にはまりこむ	・ 段差が生じる場合は傾斜路を設ける。 ・ 公共性の高い一定規模以上の建築物や駅にはエレベーターを設ける。 ・ 排水溝等の蓋は車輪が落ち込まないものとする。 ・ エレベーターのかごと床のすき間はできるだけ小さくする。
	車いすの大きさ、形、動き (電動は手動より大きく、重い) ・ スペースがいる ・ 足乗せ台(フットレスト)が出ている ・ 横に動かない ・ 開き戸は使いにくい	・ 廊下幅は車いす使用者の通行に必要な幅を確保する。 ・ 出入口の幅は広くとる。 ・ 洗面器、カウンター、記載台等は、膝が台の下まで入ること。 ・ 回転できるスペースを設ける。 ・ 居室の出入口はなるべく引き戸とし、開き戸の場合は回転スペースに配慮する。 ・ 福祉型便房、浴室、シャワー室等は引き戸又はアコーディオンカーテンとする。
	乗り移り ・ 高低差が大きいと負担が大きい ・ 広いスペースがいる	・ 便座、脱衣室のベンチ等は乗り移りしやすい高さとし、乗り移りに必要な手すり等を確保する。 ・ 便所、駐車場等に乗り移りに必要なスペースを確保する。
	手動は、手で車いすを漕ぐ ・ 傾斜路では負担が大きい ・ 移動時は両手がふさがっている	・ 傾斜路のこう配を緩やかにし、手すりや踊場を設け、負担を小さくする。 ・ 雨に濡れないよう庇の下で自動車等からの乗降ができるようにする。

区 分	特性と配慮すべき事項	配 慮 内 容
2. 杖使用者	杖の接地面積が小さい ・滑りやすい ・移動時は手がふさがっている ・溝にはまりこむ	・床面は滑りにくい仕上げにする。 ・階段はけこみを設け 踏面から滑らないように ,また杖が引っ掛からないようにする。手すり子形式の場合は基部を立上げる。 ・雨に濡れないよう庇の下で自動車等からの乗降ができるようにする。 ・排水溝等の蓋は杖が落ち込まないものとする。
	杖の振り幅がある	・廊下幅は杖使用者の通行に必要な幅を確保する。 ・出入口の幅は広くする。
	体の安定を保ちにくい	・段差が生じる場合は手すりを設ける。 ・段差のけあげは小さくする。
3. 視覚障がい者	空間把握が困難 ・位置 ,方向の把握が困難 ・視覚による危険予知が不可能又は困難	・玄関等に誘導鈴を設ける。 ・廊下 ,階段 ,傾斜路等に手すりを設け ,色の対比や明度の差に配慮する。 ・位置がわかるよう視覚障がい者誘導用ブロック等を設ける。 ・視覚障がい者誘導用ブロック等は他の部分と対比することができる色調とする。 ・階段や危険箇所の前面に点状ブロック等を設ける。 ・廊下 ,階段等の照明に配慮し ,できる限り均一な明かりとする。 ・階段の段鼻 ,踏面 ,けあげを区別できるようにする。 ・床材 ,手すり ,壁の色の対比や明度の差に配慮する。
	視覚情報の認知が不可能又は困難	・案内板 ,便所の表示板 ,階段の手すり等には点字表示を行う。 ・エレベーターでは ,音声を利用した案内装置を設ける。 ・案内板 ,表示板は大きめの文字を用い ,色の対比や明度の差に配慮する。
	盲導犬同伴者が利用できない場合がある	・盲導犬同伴者の利用に配慮するとともに、利用可能な施設はその旨を建物出入口等に表示する。
4. 聴覚障がい者	音声情報の認知が不可能又は困難	・駅舎のプラットフォーム等危険箇所では電光掲示板による注意喚起を行う。 ・呼出しを行うカウンターでは電光掲示板を設置する。 ・客席 ,観覧席では難聴者用設備を設ける。
5. 内部障がい者	歩行時に疲れやすい	・経路の長い歩行空間では、適切に休憩スペースを設ける。 ・階段はできる限りけあげが小さくなるように配慮する。
	膀胱や直腸機能障害では、おむつ使用や人工肛門の人が多く、排泄やその処理に困ることが多い	・オストメイト対応の設備がある便所を設ける。

区 分	特性と配慮すべき事項	配 慮 内 容
6. 知的障がい者	複雑な建物内の動線を理解することが困難な場合がある 言葉による情報伝達が困難な場合がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内の案内は、文章、音声、デザインなどを統一して分かりやすい表現とする。</li> <li>・身体が不安定であったり移動が困難な場合もあり、歩行空間には段を設けない。</li> <li>・機器、設備は単純で分かりやすく、操作しやすいものとする。</li> <li>・窓口などでは、人的なケアも合わせて考慮する。</li> </ul>
7. 精神障がい者	精神面で安定性、持久力等が低い場合が多い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神的に安心できる場を確保するように配慮する。</li> </ul>
8. 発達障がい者	他人との対人関係の構築が難しい場合が多い 衝動性・多動性行動がみられる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神的に安心できる場を確保するように配慮する。</li> <li>・窓口などでは、人的なケアも合わせて考慮する。</li> </ul>
9. 高齢者 (加齢に伴う 身体機能の低下)	運動機能 ・加齢により手足の動きが緩慢になる ・脚力、握力、呼吸機能等が低下する ・運動反射神経や平衡感覚が低下する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行中の転倒、つまずきに留意し、段を設けない。</li> <li>・路面は滑りにくい材料を選ぶ。</li> <li>・杖、補助具、カート等の使用者に対しては幅、大きさに配慮する。</li> <li>・歩行空間での突起物は避ける。</li> <li>・適宜、休憩場所を設ける。</li> <li>・ドアの取っ手、水栓金具等は握りやすく、操作しやすいものを選ぶ。</li> </ul>
	感覚機能 ・視覚、聴覚、臭覚、触覚の順に感覚機能が低下しやすい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サインの文字サイズ、色の識別、コントラストに配慮する。</li> <li>・視覚と音声情報を併設できるようにする。</li> </ul>
10. 妊婦	階段の昇降等が困難 歩幅が狭くなる 足元が見えない、しゃがみが難しい 長時間の歩行や立ち姿勢が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段はできる限りけあげが小さくなるよう配慮する。</li> <li>・公共性の高い一定規模以上の建築物や駅には、エレベーターを設ける。</li> <li>・歩行中の転倒、つまずきに留意し、段を設けない。</li> <li>・経路の長い歩行空間では、適切に休憩場所を設ける。</li> </ul>
11. 子どもづれ	ベビーカーは、段差や凹凸部の移動が困難な場合が多い 排水溝の蓋に車輪がはまりこむことが多い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の幅は広くし、平坦にする。</li> <li>・段差が生じる場合は傾斜路を設ける。</li> <li>・公共性の高い一定規模以上の建築物や駅には、エレベーターを設ける。</li> <li>・排水溝等の蓋は車輪が落ち込まないものとする。</li> </ul>
	外出時には、乳幼児の授乳やおむつ交換をする場所が必要になる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授乳室やおむつ交換台を設ける。</li> </ul>
	乳幼児をつれて便所を利用することが難しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所や便房内にベビーベッド・ベビチェアを設ける。</li> <li>・ベビーカーも入ることができるスペースを確保する。</li> </ul>
12. 外国人	日本語によるコミュニケーションが困難、あるいは不可能な場合が多い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語で併記する。</li> <li>・ルビふりを行う。</li> </ul>

# 基準となる幅や広さ等の基本的な考え方

施設整備にあたり、整備基準と誘導基準の考え方は、主に車いす使用者や杖使用者等の動作寸法に基づいて設定しています。

それらの具体的な根拠と寸法は以下のようになっています。

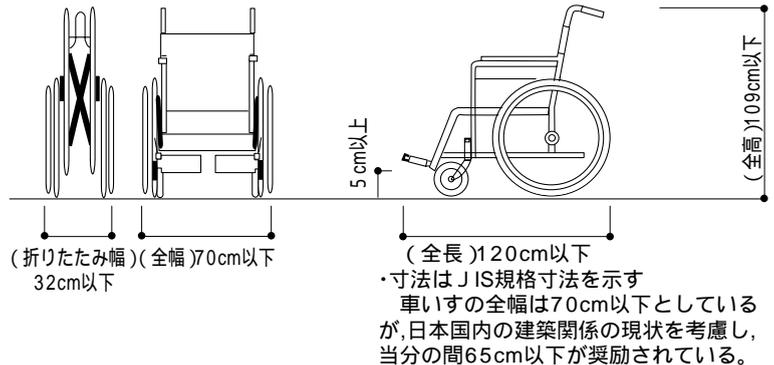
## 1. 車いすの基本寸法

### 手動車いすの寸法

JIS T9201(車いす)

車いすの形状・寸法はJIS規格(日本工業規格)により定められている。

形式は手動の大型、中型、小型の3タイプがある。この他に、スポーツ型、和室用等がある。なお、平均的な重量は10~15kg程度である。



### 電動車いすの寸法

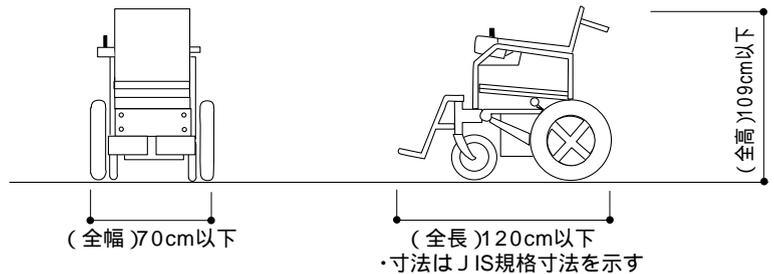
JIS T9203(電動車いす)

電動車いすの寸法はJIS規格により定められている。その性能は、登坂力10ℓ(17.6%)以上、形式は自操用と介助用に分けられ、自操用は標準型、ハンドル型、座位変換型、簡易型、特殊型がある。段差の乗り越えは、屋外用で4.0cm以上となっている。一充電連続走行時間は、平たん路4~5時間程度(軽量型)のものが多い。なお、平均的な重量はバッテリーなどにより60~100kg程度である。

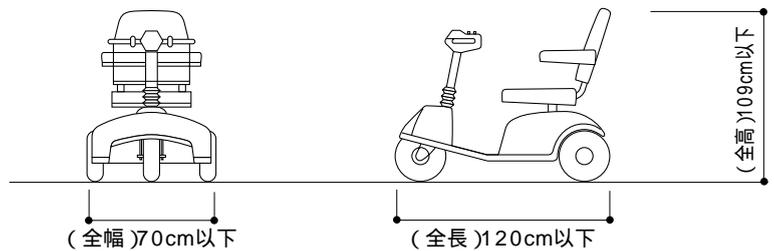
自操用ハンドル型は、時速1.5~6.0km/hで走行し、段差の乗り越えは、4.0~8.0cm程度となっている。また、最小回転半径は125cmである。

なお、道路交通法では、歩行者として扱われており、運転免許証は不要である。

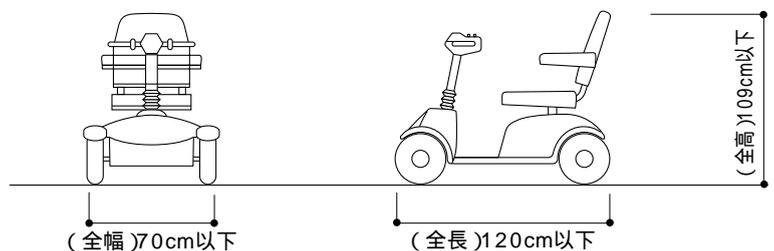
#### 自操用標準型



#### 自操用ハンドル型(三輪)

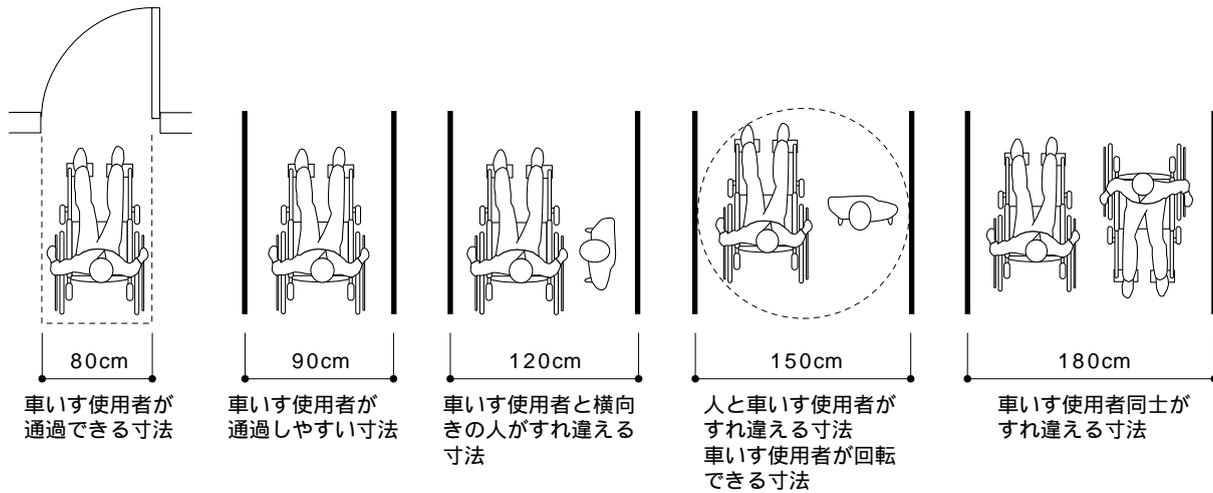


#### 自操用ハンドル型(四輪)



## 2.車いす使用者の動作方法

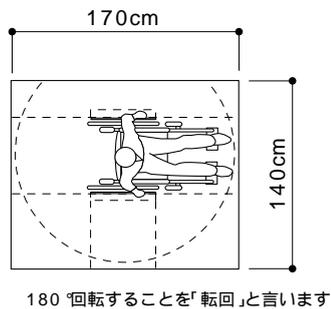
### 通過寸法



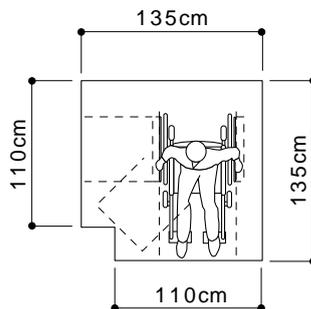
### 回転寸法

#### 手動車いす

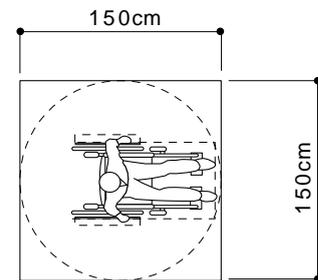
180°回転(車軸中央を中心)



90°回転(車軸中央を中心)

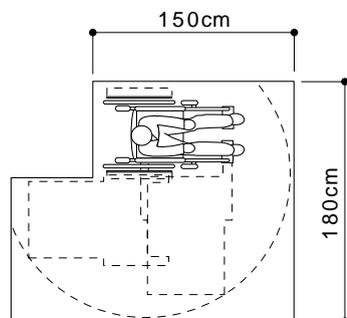


最小の回転円

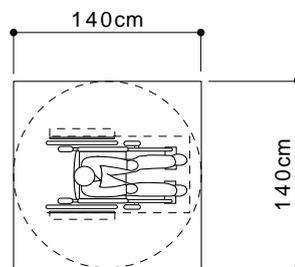


#### 電動車いす

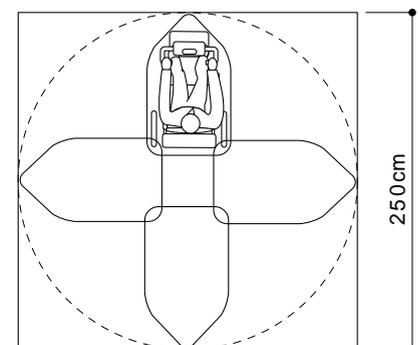
180°回転(片方の車輪中央を中心)



最小の回転円

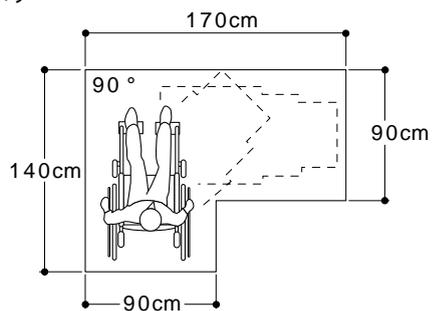


自操ハンドル型の最小の回転円

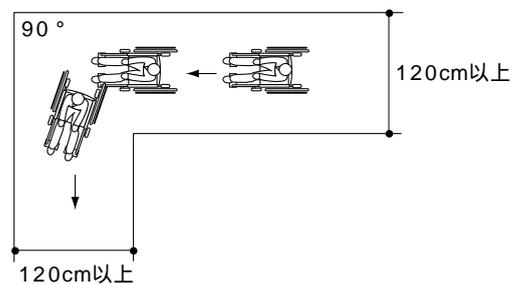


## 直角路の通過

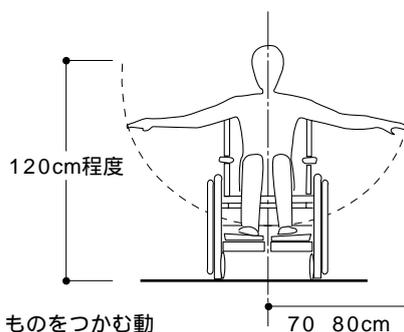
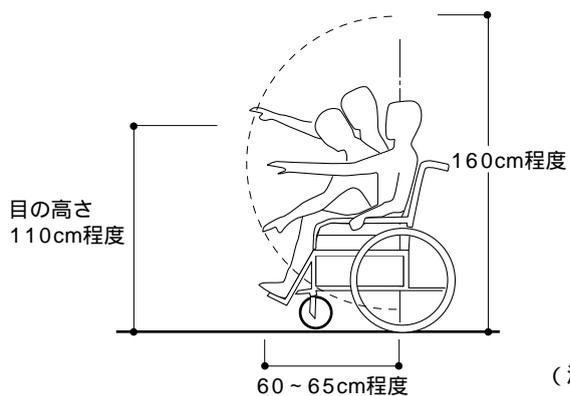
手動車いす



電動車いす



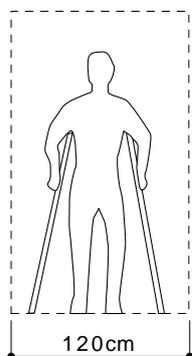
## 手の届く範囲と目線の高さ



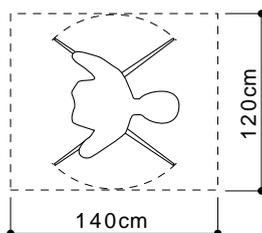
(注) ものをつかむ動作では到達範囲がさらに短くなる

## 3. 杖使用者の動作寸法

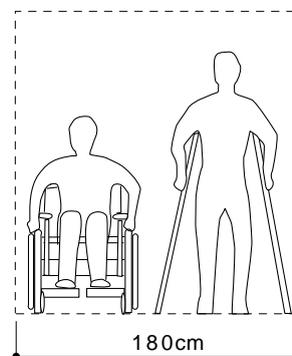
通過寸法



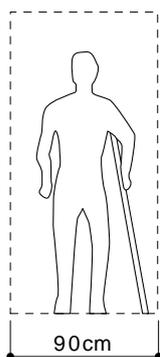
松葉杖使用者が通過しやすい寸法



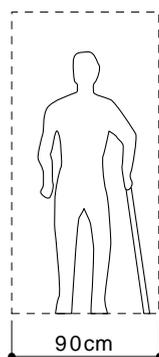
松葉杖使用者の動作寸法



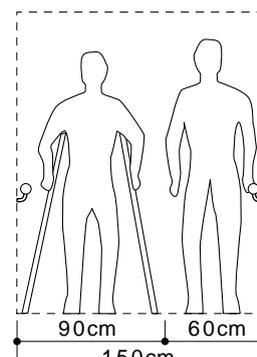
車いす使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法



片松葉杖使用者の動作寸法



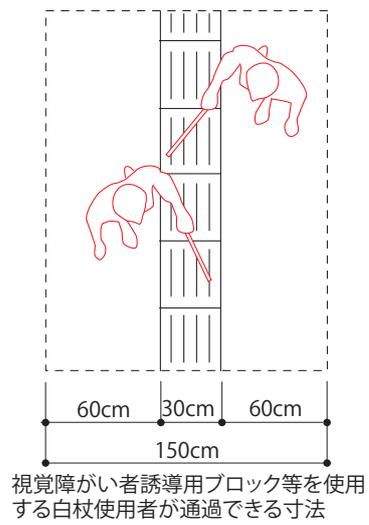
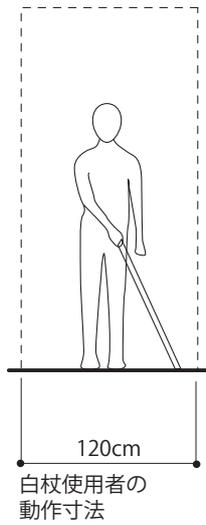
杖使用者(ステッキ)の動作寸法



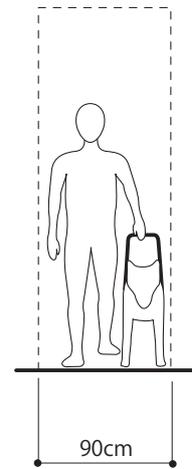
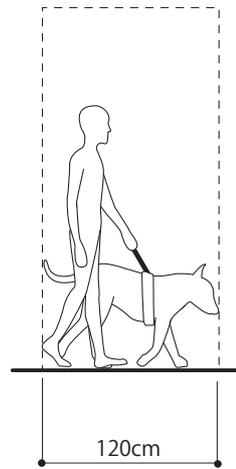
松葉杖使用者と歩行者のすれ違い

#### 4.視覚障がい者の動作寸法

##### ●白杖使用者

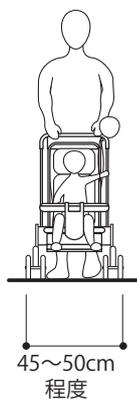
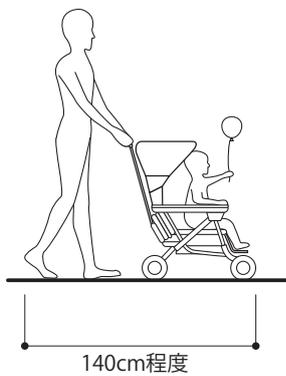


##### ●盲導犬同伴者



#### 5.ベビーカーの動作寸法

##### ●通過寸法



# マニュアルの見方

マニュアルは、福祉のまちづくり条例施行規則に準じ、整備箇所によって区分しています。具体的には、それぞれの基本的な考え方を示し、次に整備が求められる項目、さらに整備の内容について示しています。

## ●基本的な考え方

この項目について、どのような観点から整備すればよいか、基本的な考え方を簡潔にまとめています。

### 設計編〔建築物〕

## 2.廊下等

### 基本的な考え方

建物の各出入口から利用の目的となる部屋までの廊下は各室を利用するための重要部分であり、建物利用状況などに応じて高齢者や障がい者等が支障なく通行できるように、十分な幅員の確保等、様々な配慮をする必要があります。

### 設計のポイント

- 屋内の通路は、利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならず、なるべく距離が短くなるように配慮します。
- 高齢者や障がい者等も安全に通行できるように、車いすや松葉杖の使用者に支障のない幅員を確保するとともに、段差が生じる場合は傾斜路等により段差を解消します。さらに、必要に応じて手すりや車いす当たり、休憩スペース等を設けます。
- 視覚障がい者に配慮し、杖で把握できないような突出物や柱型をできるだけ設けないことが必要です。

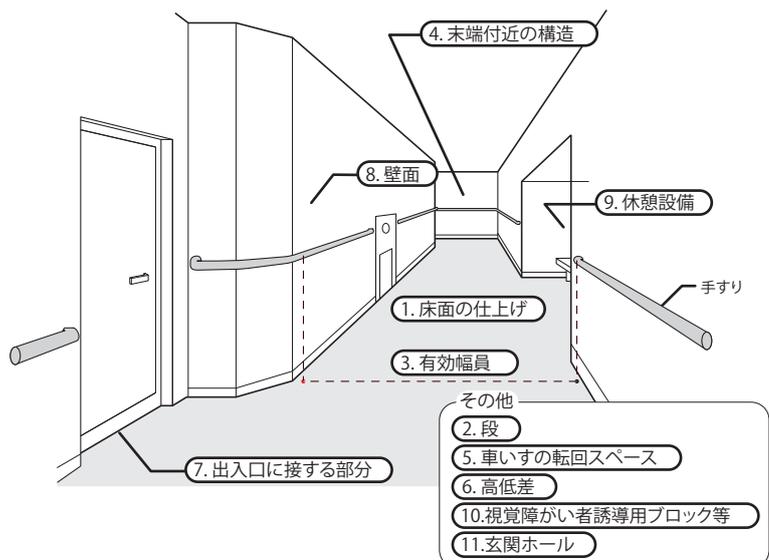
## ●設計のポイント

主要な設計上のポイントを簡潔にまとめています。

### 整備項目

## ●整備項目

どのような点に気をつけて整備をすべきかその着眼点を示しています。



## ●整備の対象

この項目の整備の対象を示しています。

### 整備の対象

□建物出入口又は駐車場出入口から各室に至る経路を対象とします。

### 留意事項

□整備基準では、1以上の経路について、車いす使用者が通行可能な幅員、傾斜路等や視覚障がい者の通行に配慮した整備を求めています。他のすべての通路については床面の仕上げや段等について整備を求めています。誘導基準では、すべての通路の整備を求めています。

□物販店や飲食店の通路は、廊下とみなします。

□従業員専用通路等は対象外です。

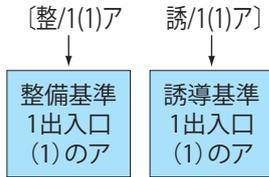
## ●留意事項

この項目の留意事項を示しています。

整備項目の数字は、「3資料編」の「特定施設整備項目表」の項目の並べ方の順番に対応しているものです。  
※イラストとの兼ね合いで一部順番どおりになっていない箇所もあります。

### ● 条例施行規則との対応

整備項目と条例施行規則（別表第2, 第3）との対応を示しています。



整備項目について、他を参照すべき項を示しています。

参照する項の要約を表で示しています。

### 6. 高低差

【整2(3)エ 誘2(3)イ】

○●高低差がある場合は、「3.傾斜路」で定められているように下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設けます。

\*「車いす使用者用昇降機」とは「段差解消機」のことです。  
（「3.資料編」参照（P309））

※「3.傾斜路」の項を参照（P52）

#### 「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	●誘導基準
有効幅員	120cm以上（段を併設する場合は90cm以上）	150cm以上（段を併設する場合は120cm以上）
こう配	1/12（傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8）以下	1/12以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する	同 左
色及び大きさ	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とする 大きさは、原則として縦横それぞれ30cmとする	同 左
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注)用途面積2,000㎡以上の一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」及び「点状ブロック等」について付加基準があります。「3.傾斜路」(P52)、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」(P110)の項を参照してください。

※「9.手すり」の項を参照（P106）

※「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照（P110）

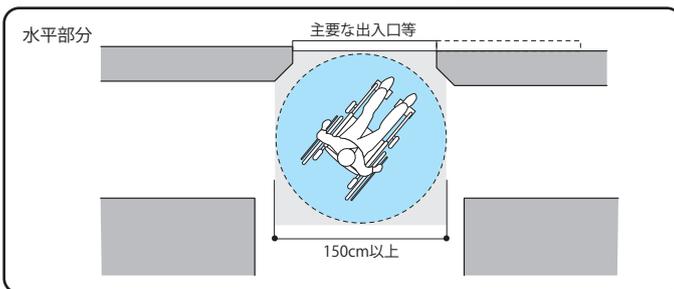
### 7. 出入口に接する部分

【整2(3)オ 誘2(3)ウ】

○●主要な出入口及びエレベーター等の出入口に接する部分は水平とします。

◆主要な出入口前の水平部分は、直径150cm以上のスペースとすることが望まれます。

\*「150cm」とは、車いすが回転できる寸法です。



○：整備基準 ●：誘導基準 ◇：標準的な整備内容 ◆：望ましい整備内容 \*：語句の解説等

### ● 整備の内容と凡例

- ：整備基準
- ：誘導基準
- ◇：標準的な整備内容  
(基準には定めていませんが整備が必要な事項です)
- ◆：望ましい整備内容

### ● 語句の解説等

語句の解説や寸法等の根拠等について簡潔にまとめています。

### ● 図表・イラストによる解説

整備基準、誘導基準、整備が必要な事項、配慮が望まれる事項の内容を図表やイラストを使って例示し、分かりやすく解説しています。

図中の凡例

- ：整備基準
- ：誘導基準
- 無印：参考寸法等
- ◎：望ましい整備例
- △：望ましくない整備例